

第3期 藤岡市子ども・子育て支援事業計画素案

令和7年度～令和11年度

藤 岡 市

目 次

| | | |
|-----|-----------------------------|----|
| 第1章 | 計画の概要 | |
| 1 | 計画策定の背景と趣旨 | 1 |
| 2 | 計画の期間 | 2 |
| 3 | 計画の位置付け | 3 |
| 4 | 計画の策定体制 | 4 |
| | (1) 子ども・子育て会議 | 4 |
| | (2) ニーズ調査 | 4 |
| 第2章 | 子ども・子育てをめぐる本市の現状 | |
| 1 | 本市の現状 | 5 |
| | (1) 人口の推移 | 5 |
| | (2) 出生の動向 | 6 |
| | (3) 婚姻の動向 | 7 |
| | (4) 女性の就業状況 | 8 |
| | (5) 人口推計 | 9 |
| 2 | 子育て支援サービスなどの現状 | 10 |
| | (1) 保育所・認可外保育施設の状況 | 10 |
| | (2) 幼稚園の状況 | 11 |
| | (3) 認定こども園の状況 | 12 |
| | (4) 子育て支援サービスの状況 | 12 |
| | (5) 小学校・中学校の状況 | 14 |
| | (6) 障害児通園施設の状況 | 15 |
| | (7) 家庭児童相談件数 | 15 |
| 3 | ニーズ調査結果からみえる現状 | 16 |
| | (1) 子どもの育ちをめぐる環境 | 16 |
| | (2) 保護者などの就労の状況 | 18 |
| | (3) 教育・保育の利用状況と意向 | 19 |
| | (4) 小学校就学後の放課後の過ごし方 | 20 |
| | (5) 育児休業を取得していない理由 | 21 |
| | (6) 子育てに関して日頃悩んでいること、気になること | 22 |
| | (7) 市の子育て支援の充実に期待すること | 23 |

第3章 計画の基本理念等

| | |
|----------------|----|
| 1 計画の基本理念..... | 24 |
| 2 計画の基本目標..... | 24 |
| 3 計画の体系..... | 25 |

第4章 子ども・子育て支援事業

| | |
|---|----|
| 1 教育・保育の提供区域..... | 27 |
| (1) 提供区域の設定..... | 27 |
| 2 教育・保育の量の見込み、確保方策..... | 27 |
| (1) 量の見込みの算出方法等..... | 27 |
| (2) 幼稚園・認定こども園（1号認定、3～5歳児）..... | 28 |
| (3) 保育所など（2号認定、3～5歳児）..... | 28 |
| (4) 保育所など（3号認定、0～2歳児）..... | 29 |
| ① 【0歳児】..... | 29 |
| ② 【1歳児】..... | 29 |
| ③ 【2歳児】..... | 29 |
| 3 地域子ども・子育て支援事業の量の見込み、確保方策..... | 30 |
| (1) 利用者支援事業..... | 30 |
| (2) 地域子育て支援拠点事業..... | 30 |
| (3) 妊婦健康診査..... | 31 |
| (4) 乳児家庭全戸訪問事業..... | 31 |
| (5) -1 養育支援訪問事業..... | 32 |
| (5) -2 子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業..... | 32 |
| (6) 子育て短期支援事業..... | 33 |
| (7) ファミリー・サポート・センター事業（子育て援助活動支援事業）..... | 33 |
| (8) 一時預かり事業..... | 34 |
| (9) 延長保育事業..... | 35 |
| (10) 放課後児童健全育成事業（学童保育所）..... | 35 |
| (11) 病児・病後児保育事業..... | 36 |
| (12) 子育て世帯訪問支援事業..... | 36 |
| (13) 妊婦等包括相談支援事業..... | 37 |
| (14) 乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）..... | 37 |

| | |
|-----------------------------------|----|
| (15) 産後ケア事業..... | 38 |
| (16) 多様な事業者の参入促進・能力活用事業..... | 38 |
| (17) 実費徴収に係る補足給付を行う事業..... | 39 |
| (18) 児童育成支援拠点事業..... | 39 |
| (19) 親子関係形成支援事業..... | 39 |
| 4 親子の健康確保と増進..... | 40 |
| 5 子育てしやすい環境の整備..... | 41 |
| (1) 育児不安の解消..... | 41 |
| (2) 子育て家庭への経済的支援..... | 42 |
| (3) 子育てと仕事の両立支援..... | 43 |
| (4) 孤立感の軽減、人との交流の促進..... | 43 |
| 6 子どもの成長に資する環境の整備..... | 44 |
| 7 特別な支援を要する子どもや家庭への支援の推進..... | 44 |
| (1) 児童虐待防止対策の充実..... | 44 |
| (2) 母子家庭及び父子家庭の自立支援の推進..... | 45 |
| (3) 障害児施策の充実等..... | 46 |
| | |
| 第5章 計画の推進体制と進捗管理 | |
| 1 計画の推進体制..... | 48 |
| 2 進捗管理..... | 48 |
| 3 教育・保育の一体的提供及びその推進に関する体制の確保..... | 48 |
| 4 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保..... | 48 |
| | |
| 資料編 | |
| 1 策定の経緯..... | 49 |
| 2 子ども・子育て会議条例及び委員名簿..... | 50 |

第1章 計画の概要

1 計画策定の背景と趣旨

我が国において、急速な少子化の進行や、女性の社会進出に伴う共働き世帯のさらなる増加、核家族化の進展、地域のつながりの希薄化など、子どもや子育てをめぐる地域社会や家庭の状況は大きく変化してきました。

こうした少子高齢化や社会全体の構造的な変化に対応するため、国では平成15年に「次世代育成支援対策推進法」を制定し、これに基づく取組みなど対策の推進体制を整備しました。

それでもなお、厳しい少子化の進行を背景として、平成24年には社会保障・税一体改革の一環として、「子ども・子育て支援法」をはじめとする子ども・子育て関連3法が制定され、幼児期の教育・保育、地域の子育て支援の量の拡充や質の向上を進める「子ども・子育て支援新制度」がスタートし、令和元年には幼児教育・保育の無償化も開始されました。また、令和5年に策定された「こども未来戦略」では、「子育て世代等の所得の増加」や「社会全体の構造・意識の改革」、「全ての子どもと子育て世帯への切れ目ない支援」が基本理念として掲げられ、令和8年度から乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）が全国で実施されるなど、依然として子どもと子育てを取り巻く環境は変化し続けています。

藤岡市（以下、「本市」という。）においても、このような社会の変化に対応すべく、平成27年3月に「藤岡市子ども・子育て支援事業計画」、令和2年3月に「第2期藤岡市子ども・子育て支援事業計画」を策定し、子どもの成長や生活を支えるための取組を推進してきました。

令和6年度をもって第2期計画が期間満了することから、法制度の改正や社会情勢の変化を踏まえて「第3期藤岡市子ども・子育て支援事業計画」（以下、「本計画」という。）を策定し、切れ目のない子育て支援の強化や、10年・20年先の社会を担う子どもたちが健やかに成長できる環境整備に取り組んでいきます。

2 計画の期間

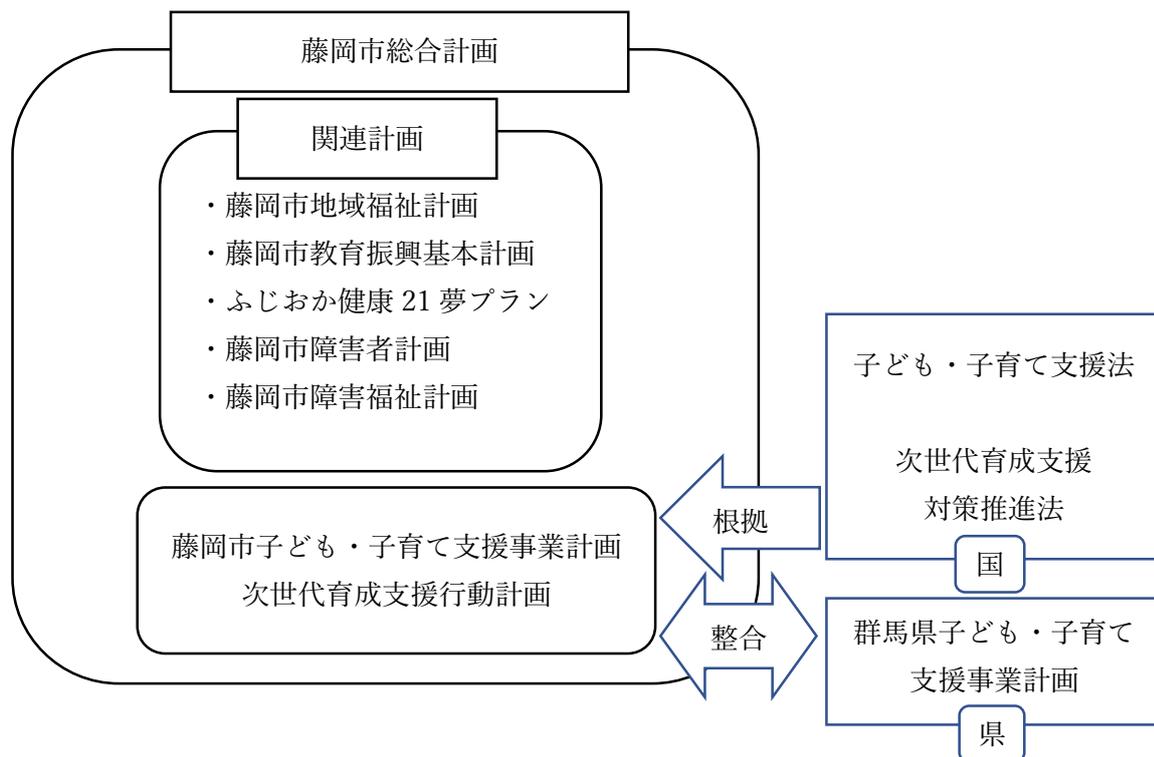
本計画の期間は、令和7年度から令和11年度までの5か年とします。

| 計画名（計画期間） | 令和 2年 度 | 令和 3年 度 | 令和 4年 度 | 令和 5年 度 | 令和 6年 度 | 令和 7年 度 | 令和 8年 度 | 令和 9年 度 | 令和 10 年度 | 令和 11 年度 |
|--------------------------------------|------------------|------------------|---------------|---------------|----------------------------|----------------------|---------------|---------------|----------------|----------------|
| 藤岡市総合計画（10年間） | 【第5次】2018～2027年度 | | | | | | | | | |
| 藤岡市地域福祉計画・藤岡市地域福祉活動計画（5年間） | | | | | 【第4次】2024～2028年度 | | | | | |
| ふじおか健康21夢プラン（10年間） | 【第2次】2016～2025年度 | | | | | | | | | |
| 藤岡市障害者計画（5年間） | | 【第4次】2022～2026年度 | | | | | | | | |
| 藤岡市障害福祉計画・藤岡市障害児福祉計画【第7期】・【第3期】（3年間） | | | | | 【第7期】・【第3期】 2024～2026年度 | | | | | |
| 藤岡市高齢者福祉計画・介護保険事業計画（3年間） | | | | | 【第9期】 2024～2026年度 | | | | | |
| 藤岡市教育振興基本計画（5年間） | | | | 2023～2027年度 | | | | | | |
| 藤岡市子ども・子育て支援事業計画（5年間） | | | | | | 【第3期】 2025～2029年度 | | | | |

3 計画の位置付け

本計画は、子ども・子育て支援法第 61 条第 1 項に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」であるとともに、次世代育成支援対策推進法第 8 条第 1 項に基づく「市町村行動計画」と位置付けます。

また、本計画は、本市における最上位計画である「藤岡市総合計画」をはじめ、「第 4 次藤岡市地域福祉計画」や「藤岡市教育振興基本計画」、「ふじおか健康 21 夢プラン（藤岡市健康増進計画・食育推進計画）」、「第 4 次藤岡市障害者計画」、「第 7 期藤岡市障害福祉計画・第 3 期障害児福祉計画」等の関連計画と整合・連携を図り、調和が保たれたものとしします。



4 計画の策定体制

(1) 子ども・子育て会議

子ども・子育て支援法第72条第1項の規定に基づき、本計画の策定にあたり、子育て当事者等の意見を反映するため、子ども・子育て支援に関する有識者、子育て中の地域住民などの構成員からなる「藤岡市子ども・子育て会議」を設置し、本計画に係る審議をいただきながら策定を進めました。

(2) ニーズ調査

本計画の策定にあたって、子育て世帯の保護者の生活・就労の状況や、教育・保育施設等の利用に関する意向等を把握するためのアンケート調査を実施しました。

調査の結果は、第2章の3に記載しています。

■調査期間

令和6年8月7日 ～ 令和6年8月25日

■調査対象者

令和6年7月1日現在、住民基本台帳に掲載されている市内在住の0歳から5歳（就学前児童）1,510人（世帯内調整後）の保護者

■調査方法

調査依頼通知の配布方法

- ・市内の保育所及び認定こども園利用の世帯 ⇒ 利用施設を通じて配布
- ・上記以外の世帯 ⇒ 郵送による配布

回答方法

- ・調査書のQRコードを読み取り、フォーム内で回答
- ・調査用紙に記載し、郵送による回答

■調査結果

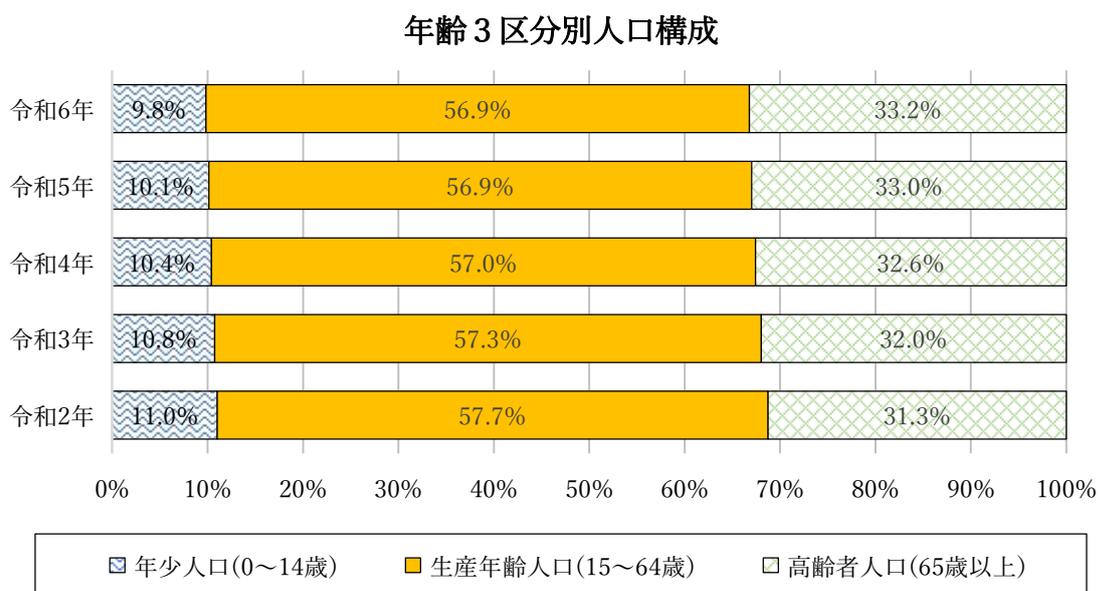
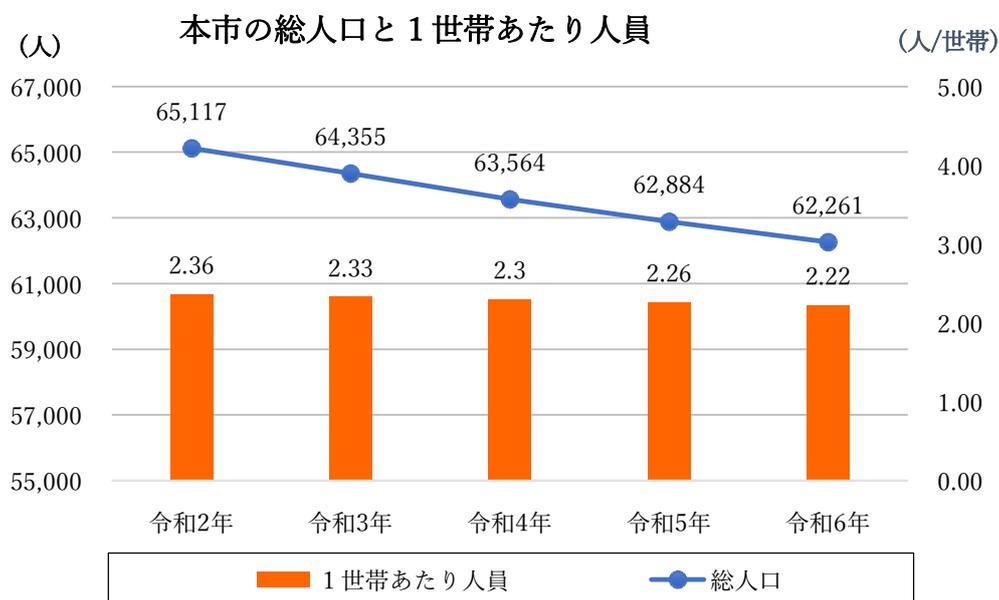
| 区 分 | 調査票配布数 | 有効回収数 | 有効回収率 |
|-------|--------|-------|-------|
| 就学前児童 | 1,510 | 548 | 36.3% |

第2章 子ども・子育てをめぐる本市の現状

1 本市の現状

(1)人口の推移

本市の総人口は、平成7年以降は減少傾向で推移し、令和6年1月1日現在で62,261人となっています。また、令和2年以降の年齢3区分別の人口構成をみると、年少人口（0～14歳）は11%から9.8%へと減少する一方で、高齢者人口（65歳以上）は31.3%から33.2%へ増加し、少子高齢化が進行しています。

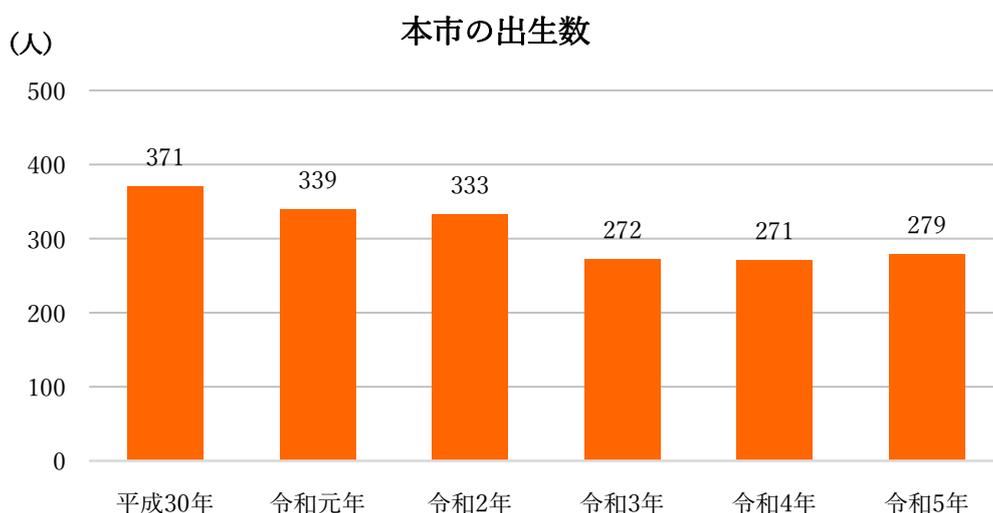


資料：群馬県 住民基本台帳年報（各年1月1日現在）

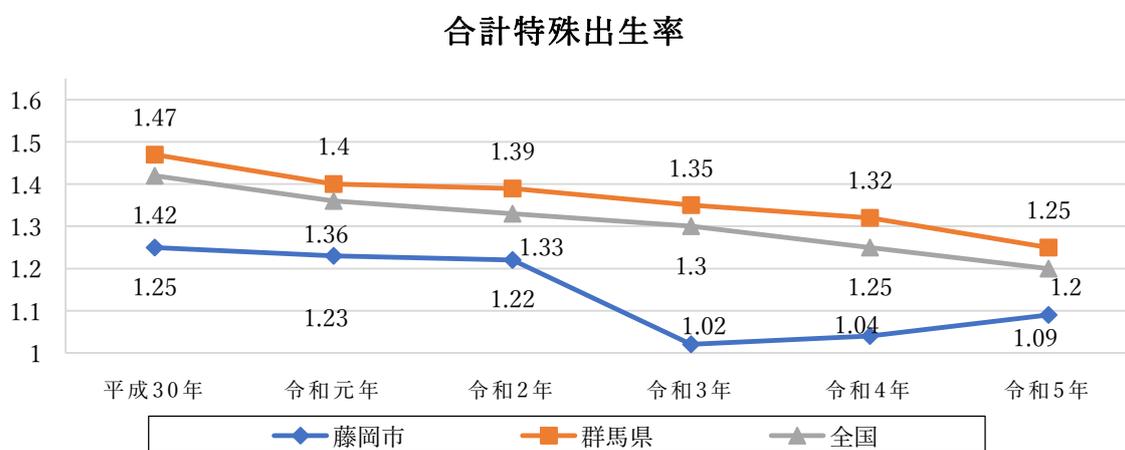
(2)出生の動向

本市の出生数は、全体的には減少傾向で推移していますが、令和4年以降は、新型コロナウイルスの影響緩和によるものと思われる上昇の兆しがみられ、令和5年では279人となっています。

また、合計特殊出生率*についても、出生数とほぼ同様の推移を示していますが、全国や県の平均を下回る状況が続いています。



資料：藤岡市子ども課



| | 平成30年 | 令和元年 | 令和2年 | 令和3年 | 令和4年 | 令和5年 |
|-----|-------|------|------|------|------|------|
| 藤岡市 | 1.25 | 1.23 | 1.22 | 1.02 | 1.04 | 1.09 |
| 群馬県 | 1.47 | 1.4 | 1.39 | 1.35 | 1.32 | 1.25 |
| 全国 | 1.42 | 1.36 | 1.33 | 1.3 | 1.25 | 1.2 |

資料：群馬県健康福祉統計資料

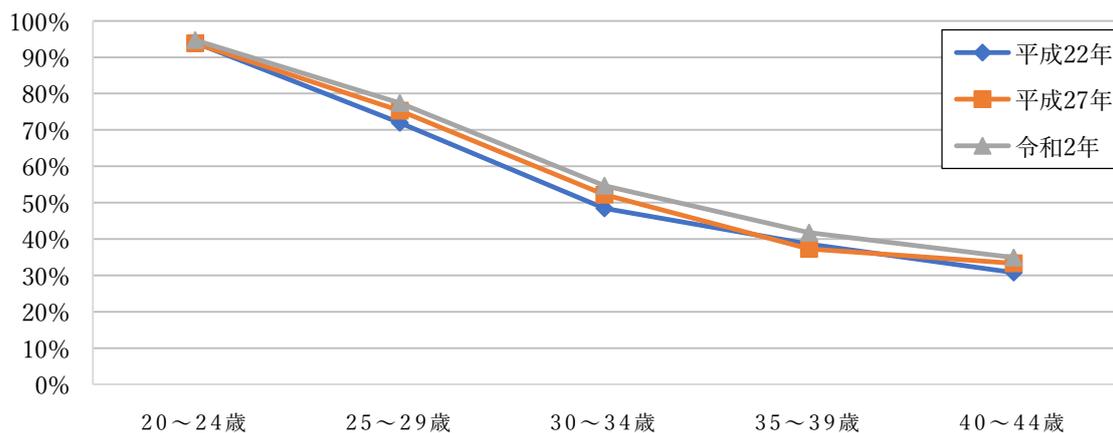
*合計特殊出生率：15歳から49歳までの女性の年齢別出生率を合計したもので、1人の女性が一生の間に生むことができると見なせる子どもの平均数

(3)婚姻の動向

国勢調査によると、本市の男性及び女性の未婚率は、平成22年から令和2年にかけて、上昇傾向で推移しています。令和2年の30～34歳の男性をみると、平成22年の48.4%から6.3ポイント上昇し、同年齢階級では、平成22年の32.6%から4.5ポイント上昇しています。

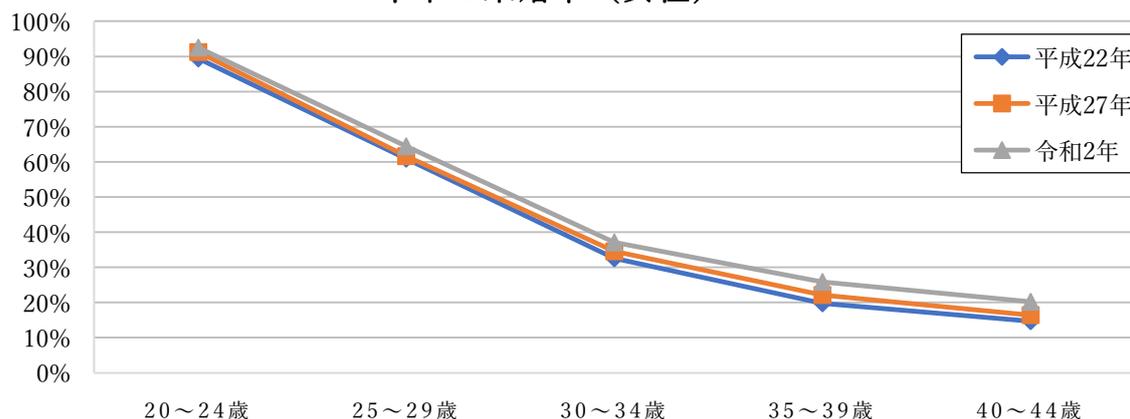
また、同様に35～39歳の男性は平成22年から令和2年にかけて、3.2ポイント、女性でも6.1ポイントの上昇がみられます。

本市の未婚率（男性）



| 男性 | 20～24歳 | 25～29歳 | 30～34歳 | 35～39歳 | 40～44歳 |
|-------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 平成22年 | 94.0% | 72.0% | 48.4% | 38.6% | 30.8% |
| 平成27年 | 93.8% | 75.3% | 52.2% | 37.3% | 33.3% |
| 令和2年 | 94.7% | 77.4% | 54.7% | 41.8% | 34.9% |

本市の未婚率（女性）



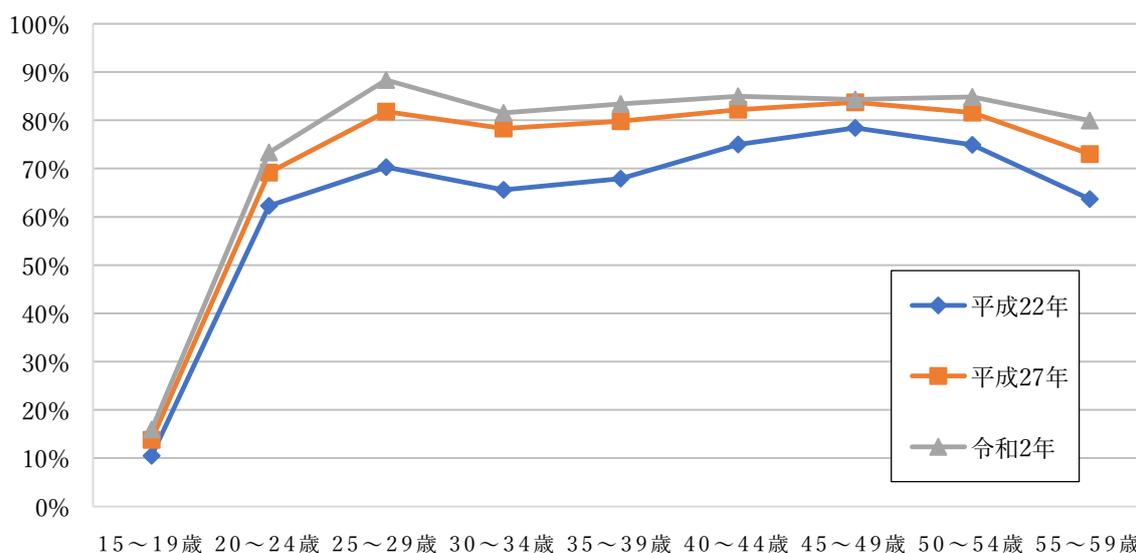
| 女性 | 20～24歳 | 25～29歳 | 30～34歳 | 35～39歳 | 40～44歳 |
|-------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 平成22年 | 89.4% | 60.9% | 32.6% | 19.8% | 14.7% |
| 平成27年 | 91.2% | 61.6% | 34.6% | 22.1% | 16.4% |
| 令和2年 | 92.5% | 64.5% | 37.1% | 25.9% | 20.2% |

資料：国勢調査

(4)女性の就業状況

国勢調査から本市の女性の就業率をみると、全年齢階層において就業率が上昇しています。平成22年の調査では、結婚や出産を機にいったん仕事を離れ、子育てが一段落した後、再び就労するという傾向から、20歳代半ばと50歳前後という2つのピークをもついわゆる「M字カーブ」を描いていましたが、各年齢階層における就業率の上昇により、緩やかになっています。

本市の女性の就業率

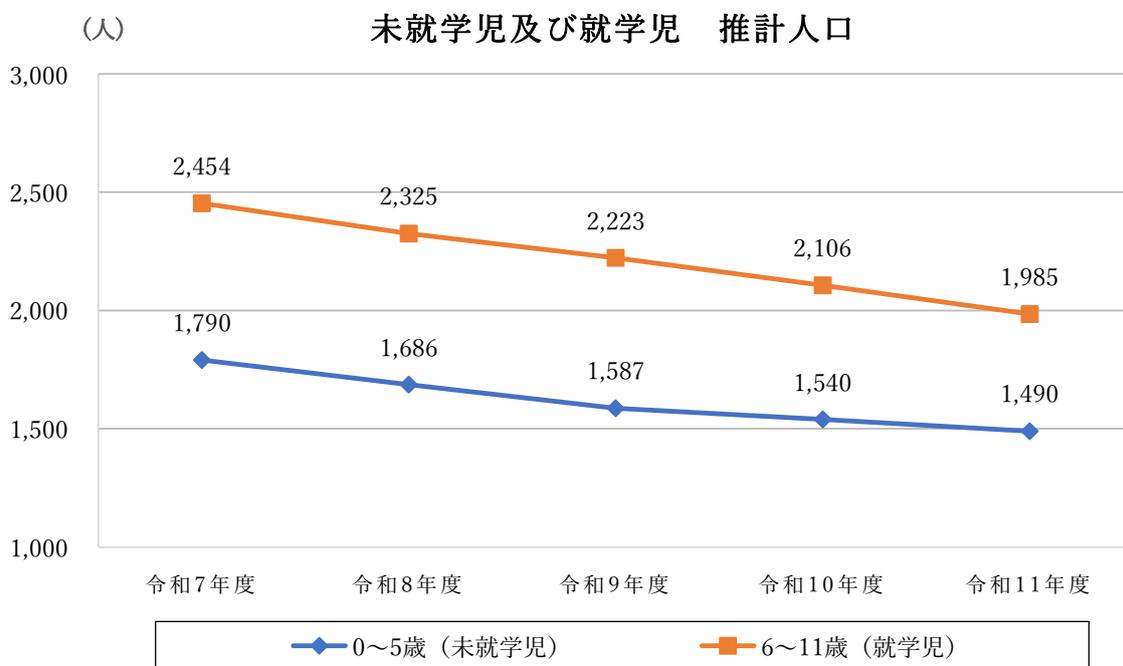


| | 15～19歳 | 20～24歳 | 25～29歳 | 30～34歳 | 35～39歳 | 40～44歳 | 45～49歳 | 50～54歳 | 55～59歳 |
|-------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 平成22年 | 10.5% | 62.3% | 70.3% | 65.6% | 67.9% | 75.0% | 78.4% | 74.9% | 63.7% |
| 平成27年 | 13.8% | 69.2% | 81.8% | 78.3% | 79.8% | 82.2% | 83.7% | 81.6% | 73.0% |
| 令和2年 | 15.9% | 73.3% | 88.4% | 81.5% | 83.4% | 85.0% | 84.3% | 84.8% | 79.9% |

資料：国勢調査

(5)人口推計

本市の未就学児と就学児の令和7年から令和11年までの人口推計では、未就学児及び就学児ともに減少傾向で推移すると予測されます。



| | 令和7年度 | 令和8年度 | 令和9年度 | 令和10年度 | 令和11年度 |
|-----|-------|-------|-------|--------|--------|
| 0歳 | 252 | 249 | 247 | 245 | 243 |
| 1歳 | 261 | 254 | 251 | 249 | 247 |
| 2歳 | 297 | 262 | 255 | 252 | 250 |
| 3歳 | 290 | 291 | 257 | 250 | 247 |
| 4歳 | 344 | 289 | 290 | 256 | 249 |
| 5歳 | 346 | 341 | 287 | 288 | 254 |
| 6歳 | 368 | 343 | 338 | 285 | 286 |
| 7歳 | 370 | 369 | 344 | 339 | 287 |
| 8歳 | 408 | 369 | 368 | 343 | 338 |
| 9歳 | 400 | 406 | 367 | 366 | 341 |
| 10歳 | 437 | 399 | 405 | 366 | 365 |
| 11歳 | 471 | 439 | 401 | 407 | 368 |
| 合計 | 4,244 | 4,011 | 3,810 | 3,646 | 3,475 |

資料：コーホート変化率法による人口推計

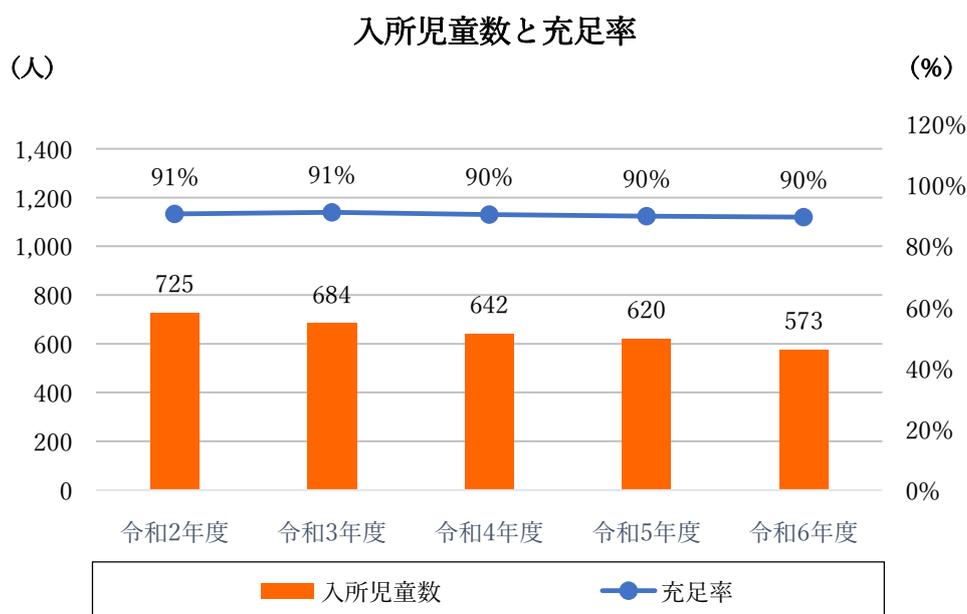
※コーホート変化率法とは、各コーホート（同年又は同期間）の過去の実績人口の動勢から「変化率」を求め、それにもとづき将来人口を推計する方法。

2 子育て支援サービスなどの現状

(1) 保育所・認可外保育施設の状況

① 保育所の入所児童数

本市の令和6年の保育所の施設数は、公立が1か所、私立が10か所となっています。入所児童数は減少傾向にありますが、定員に対する入所児童数の充足率は90%程度で推移しています。



| 区分 | | 令和2年 | 令和3年 | 令和4年 | 令和5年 | 令和6年 |
|----|----------|------|------|------|------|------|
| 公立 | 施設数(か所) | 2 | 2 | 1 | 1 | 1 |
| | 定員(人) | 80 | 80 | 60 | 60 | 60 |
| | 入所児童数(人) | 62 | 56 | 55 | 53 | 45 |
| | 充足率(%) | 78 | 70 | 92 | 88 | 75 |
| 私立 | 施設数(か所) | 10 | 10 | 10 | 10 | 10 |
| | 定員(人) | 720 | 670 | 650 | 630 | 580 |
| | 入所児童数(人) | 663 | 628 | 587 | 567 | 528 |
| | 充足率(%) | 92 | 94 | 90 | 90 | 91 |
| 合計 | 施設数(か所) | 12 | 12 | 11 | 11 | 11 |
| | 定員(人) | 800 | 750 | 710 | 690 | 640 |
| | 入所児童数(人) | 725 | 684 | 642 | 620 | 573 |
| | 充足率(%) | 91 | 91 | 90 | 90 | 90 |

資料：子ども課（各年4月1日現在）広域受託含む

充足率は入所児童数（人）÷定員（人）により算出

②認可外保育施設の状況

本市の令和6年5月1日現在の認可外保育施設の施設数は3か所(いずれも事業所内の施設で、従業員の子どもが対象。)となっています。

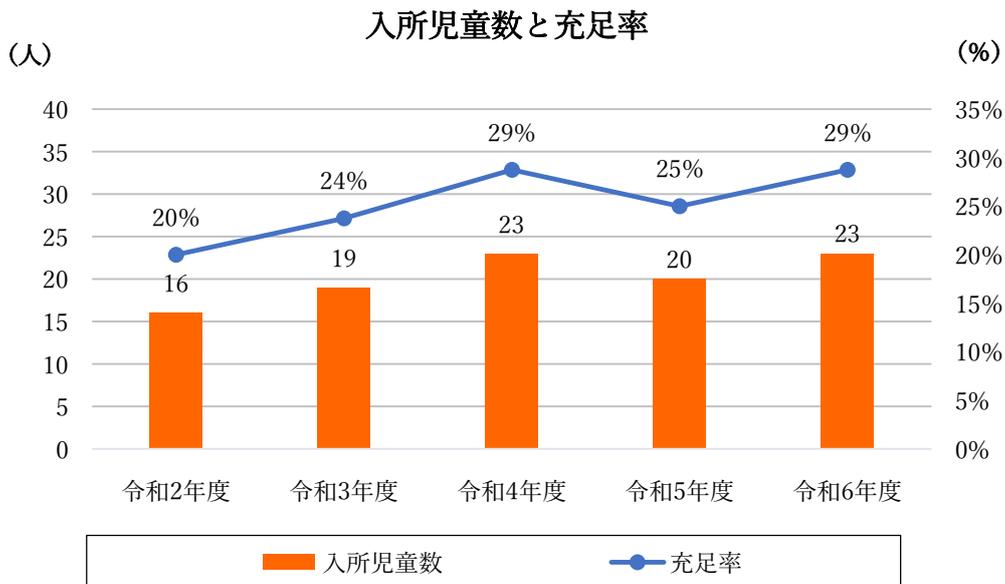
| 施設名 | 定員 (人) | 入所児童数 (人) | 充足率 (%) |
|------------------------|-----------|--------------|------------|
| 群馬ヤクルト藤岡サービスセンターキッズルーム | 13 | 6 | 46.2 |
| くすの木病院 風の子保育所 | 38 | 21 | 55.3 |
| 公立藤岡総合病院 院内保育所 | 10 | 8 | 80.0 |

資料：子ども課（令和6年度3月31日現在）

※居宅型訪問型保育事業を除く。

(2)幼稚園の状況

本市の令和6年の幼稚園の施設数は、私立の1か所となっています。各年で多少の増減がみられますが、充足率は20～30%程度で推移しています。



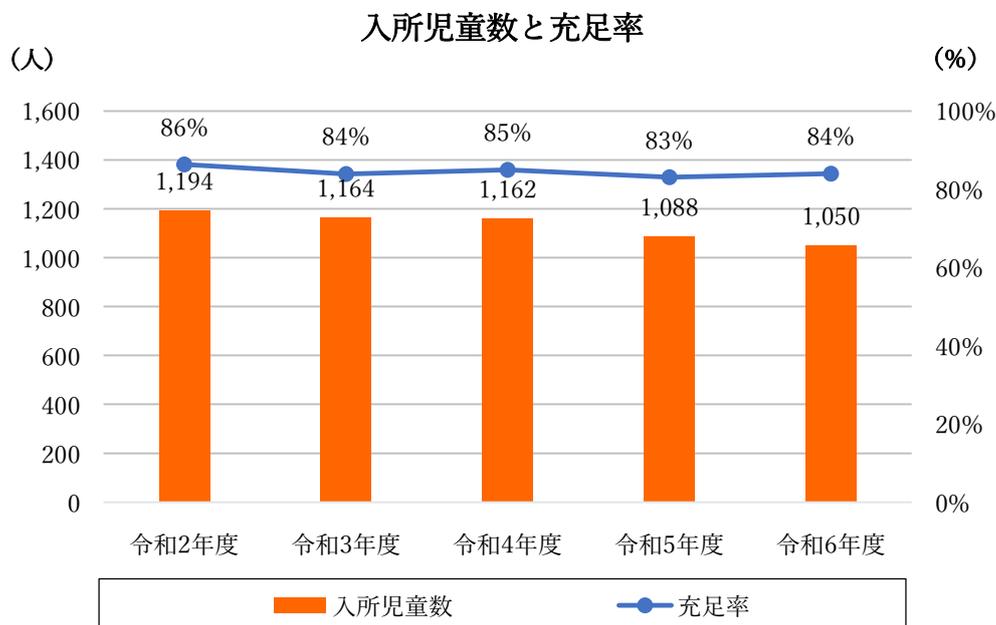
| 区分 | | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 |
|----|----------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 私立 | 施設数(か所) | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 |
| | 定員(人) | 80 | 80 | 80 | 80 | 80 |
| | 入所児童数(人) | 16 | 19 | 23 | 20 | 23 |
| | 充足率(%) | 20 | 24 | 29 | 25 | 29 |

資料：子ども課（各年5月1日現在）

充足率は入園児数(人)÷定員(人)により算出

(3)認定こども園の状況

本市の令和6年の認定こども園の施設数は、私立の13か所となっています。入所児童数は減少傾向にありますが、充足率は85%程度で推移しています。



| 区分 | | 令和2年 | 令和3年 | 令和4年 | 令和5年 | 令和6年 |
|----|----------|------|------|------|------|------|
| 私立 | 施設数(か所) | 13 | 13 | 13 | 13 | 13 |
| | 定員(人) | 1383 | 1388 | 1368 | 1310 | 1250 |
| | 入所児童数(人) | 1194 | 1164 | 1162 | 1088 | 1050 |
| | 充足率(%) | 86 | 84 | 85 | 83 | 84 |

資料：子ども課（各年5月1日現在）広域受託含む

充足率は入所児童数（人）÷定員（人）により算出

(4)子育て支援サービスの状況

①一時預かり事業の状況

一時預かり事業は、令和5年度では14か所で開催しています。延べ利用人数は年度により増減がみられますが、令和4年度以降は新型コロナウイルスの影響緩和によると思われる利用児童の増加傾向が見受けられます。

| | 令和元年度 | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 |
|------------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 実施施設数(か所) | 14 | 16 | 10 | 13 | 14 |
| 延べ利用児童数(人) | 688 | 515 | 401 | 419 | 514 |

資料：子ども課

②障害児保育事業の状況

障害児保育事業は、令和5年度では17か所で実施しています。受入れ人数は40人程度で推移しています。

| | 令和元年度 | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 |
|-----------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 実施施設数（か所） | 16 | 16 | 14 | 14 | 17 |
| 受入れ人数（人） | 44 | 43 | 40 | 42 | 42 |

資料：子ども課

③病後児保育事業の状況

本市では、平成22年度から病後児保育を1か所で行っています。延べ利用人数は、おおむね50人程度で推移しています。

| | 令和元年度 | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 |
|------------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 実施施設数（か所） | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 |
| 延べ利用児童数（人） | 53 | 50 | 50 | 50 | 57 |

資料：子ども課

④放課後児童健全育成事業（学童保育所）の状況

本市の学童保育所は、令和2年度から公立2か所、私立24か所で実施しています。入所児童数は令和元年度から令和4年度にかけて減少していましたが、令和5年度には965人と増加に転じており、学童保育のニーズが高まる可能性が想定されます。

| | 令和元年度 | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 |
|-----------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 実施施設数（か所） | 25 | 26 | 26 | 26 | 26 |
| 入所児童数（人） | 1012 | 925 | 912 | 907 | 965 |

資料：子ども課（各年4月1日現在）

⑤子育て支援センターの相談状況

本市の子育て支援センターは、令和5年度では公立1か所、私立16か所で実施しています。子育てに関する相談件数は各年により増減がみられますが、延べ利用数は令和4年度から増加傾向となっています。

| | 令和元年度 | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 |
|------------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 実施施設数（か所） | 16 | 16 | 16 | 16 | 16 |
| 延べ利用数（親子） | 25,675 | 16,567 | 11,619 | 15,376 | 16,983 |
| 相談件数（延べ件数） | 417 | 346 | 274 | 360 | 301 |

資料：子ども課

⑥ファミリー・サポート・センターの状況

本市のファミリー・サポート・センターの活動件数及び会員数は、令和元年度から令和5年度にかけて減少傾向にあります。

ニーズ調査の結果から、第三者に子どもを預けることに不安を感じるという意見があり、減少の要因の一つであると考えられます。

| | | 令和元年度 | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 |
|------------|----|-------|-------|-------|-------|-------|
| 活動件数（延べ件数） | | 346 | 230 | 217 | 135 | 122 |
| 会員数 | 依頼 | 305 | 109 | 127 | 115 | 111 |
| | 提供 | 84 | 36 | 38 | 31 | 29 |
| | 両方 | 27 | 8 | 8 | 6 | 5 |
| | 合計 | 416 | 153 | 173 | 152 | 145 |

資料：子ども課

(5)小学校・中学校の状況

①小学校の状況

本市の小学校は令和6年度では11校あり、児童数は2,489人となっています。児童数は、令和2年と比較すると521人減少しており、減少傾向で推移しています。

| | 令和2年 | 令和3年 | 令和4年 | 令和5年 | 令和6年 |
|--------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 児童数（人） | 3,010 | 2,881 | 2,728 | 2,623 | 2,489 |
| 学校数（校） | 11 | 11 | 11 | 11 | 11 |

資料：教育委員会（各年5月1日現在）

②中学校の状況

本市の中学校は令和6年では5校あり、生徒数は1,515人となっています。生徒数は、令和2年と比較すると168人減少しており、減少傾向で推移しています。

| | 令和2年 | 令和3年 | 令和4年 | 令和5年 | 令和6年 |
|--------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 児童数（人） | 1,683 | 1,625 | 1,583 | 1,545 | 1,515 |
| 学校数（校） | 5 | 5 | 5 | 5 | 5 |

資料：教育委員会（各年5月1日現在）

③特別支援学校の状況

本市には、特別支援学校が1校あります。令和6年の小学校から高等部までの本市の通学児童数の合計は80人となっています。

| 学校名 | 区分 | 令和2年 | 令和3年 | 令和4年 | 令和5年 | 令和6年 |
|----------------|-----|------|------|------|------|------|
| 群馬県立 特別支援学校 | 小学部 | 30 | 24 | 28 | 28 | 32 |
| | 中学部 | 12 | 20 | 23 | 25 | 20 |
| | 高等部 | 27 | 29 | 26 | 24 | 28 |
| 合計 | | 69 | 73 | 77 | 77 | 80 |

資料：教育委員会・その他（各年5月1日現在）

(6)障害児通園施設の状況

障害児通園施設（児童発達支援及び放課後等デイサービス）の実利用人数は、増加傾向で推移しています。

| | 令和元年 | 令和2年 | 令和3年 | 令和4年 | 令和5年 |
|------------|------|------|------|------|------|
| 児童発達支援 | 32 | 45 | 42 | 48 | 48 |
| 放課後等デイサービス | 95 | 103 | 110 | 110 | 126 |

資料：福祉課（各年3月31日現在）

(7)家庭児童相談件数

令和5年度の家庭児童相談件数は144件で、最も多かった内容は「発達障害相談」となっています。年によって相談件数の増減はありますが、150件前後の実績で推移しています。

| | | 令和元年 | 令和2年 | 令和3年 | 令和4年 | 令和5年 |
|--------|----------|------|------|------|------|------|
| 養護相談 | 児童虐待相談 | 88 | 95 | 23 | 27 | 13 |
| | その他 | 8 | 39 | 9 | 2 | 10 |
| 保健相談 | | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 障害相談 | 言語障害相談 | 4 | 4 | 3 | 7 | 0 |
| | 知的障害相談 | 9 | 3 | 0 | 6 | 6 |
| | 発達障害相談 | 29 | 35 | 70 | 81 | 55 |
| | その他 | 1 | 3 | 0 | 0 | 0 |
| 非行相談 | | 0 | 0 | 1 | 1 | 0 |
| 育成相談 | 不登校相談 | 1 | 4 | 5 | 9 | 25 |
| | 育児・しつけ相談 | 3 | 3 | 8 | 0 | 2 |
| | その他 | 5 | 8 | 7 | 0 | 0 |
| その他の相談 | | 2 | 5 | 1 | 0 | 33 |
| 合計 | | 150 | 199 | 127 | 133 | 144 |

資料：子ども課

3 ニーズ調査結果からみえる現状

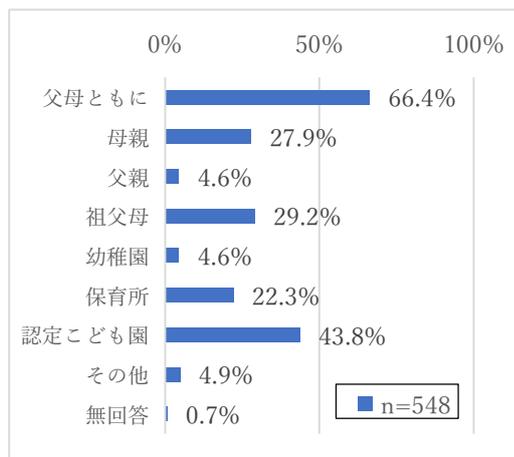
(1) 子どもの育ちをめぐる環境

①子育てや教育に日常的に関わっている方、もっとも影響する環境

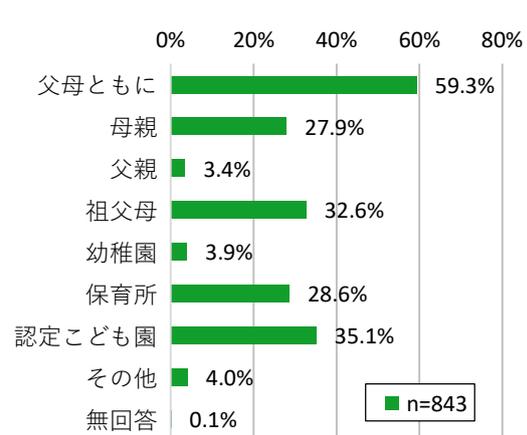
子育てや教育に日常的に関わっている方は、「父母ともに」の割合が66.4%と最も高くなっています。前回調査（平成30年）と比較しますと、7.1ポイント増加（前回調査時59.3%）となっています。

▲日常的に関わっている方

令和6年調査



平成30年調査

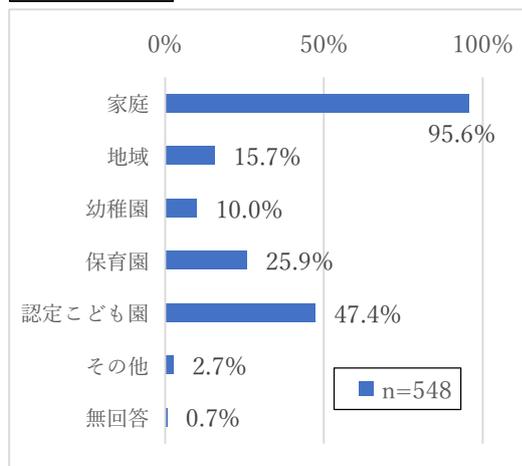


※グラフはともに複数回答でグラフ中凡例 n は回答者数（以下同様）

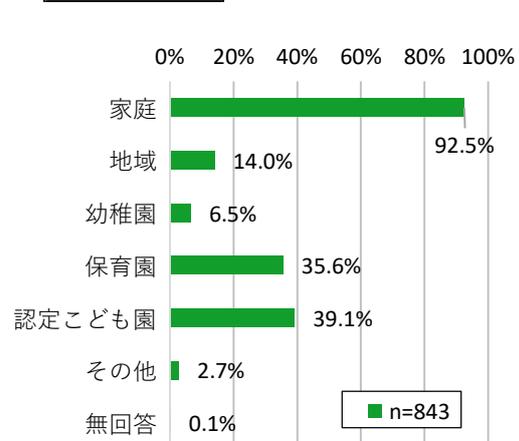
子育てや教育にもっとも影響する環境では、「家庭」の割合が95.6%と最も高くなっていますが、前回調査と比較しますと、3.1ポイント増加（前回調査時92.5%）となっています。

▲もっとも影響する環境

令和6年調査



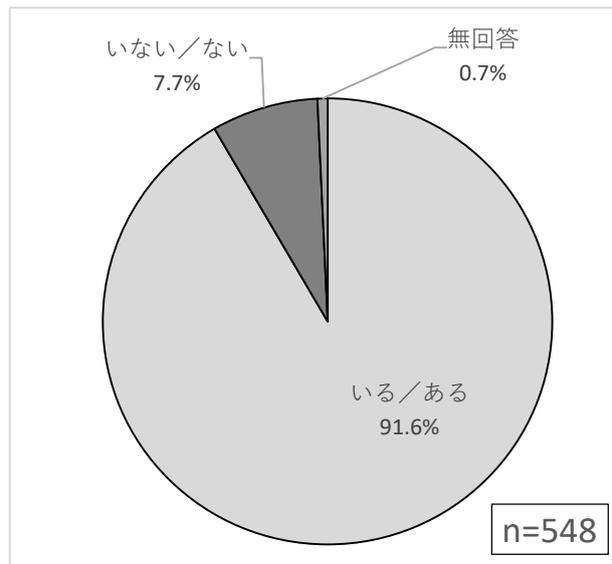
平成30年調査



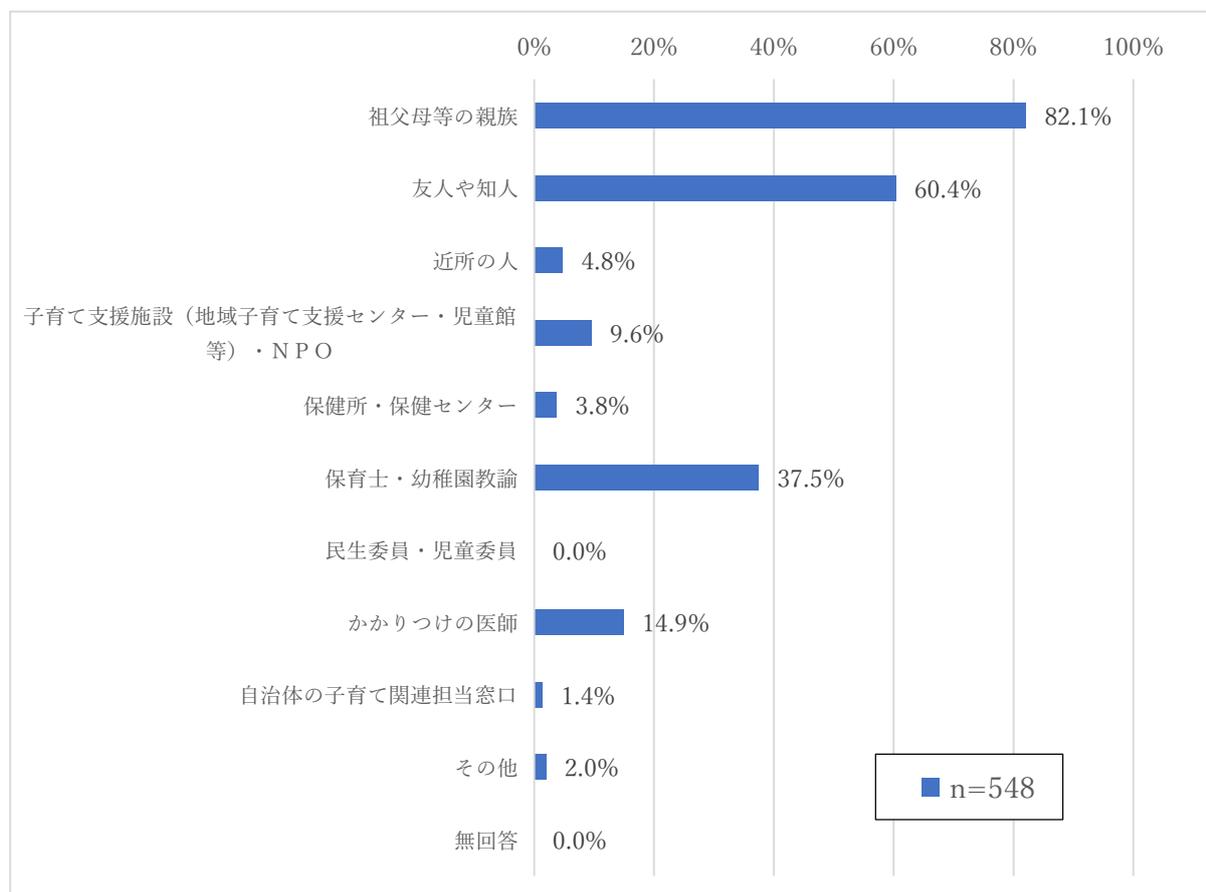
②子育てや教育をする上での相談相手の有無

子育てや教育をする上で気軽に相談できる相手の有無は、「いる/ある」の割合が91.6%となっており、前回調査と比較して0.4%ポイント減少しています。

なお、主な相談先としては「祖父母等の親族」や「友人や知人」など、身近な人の割合が高くなっています。



▲「いる/ある」の回答者の主な相談先の割合

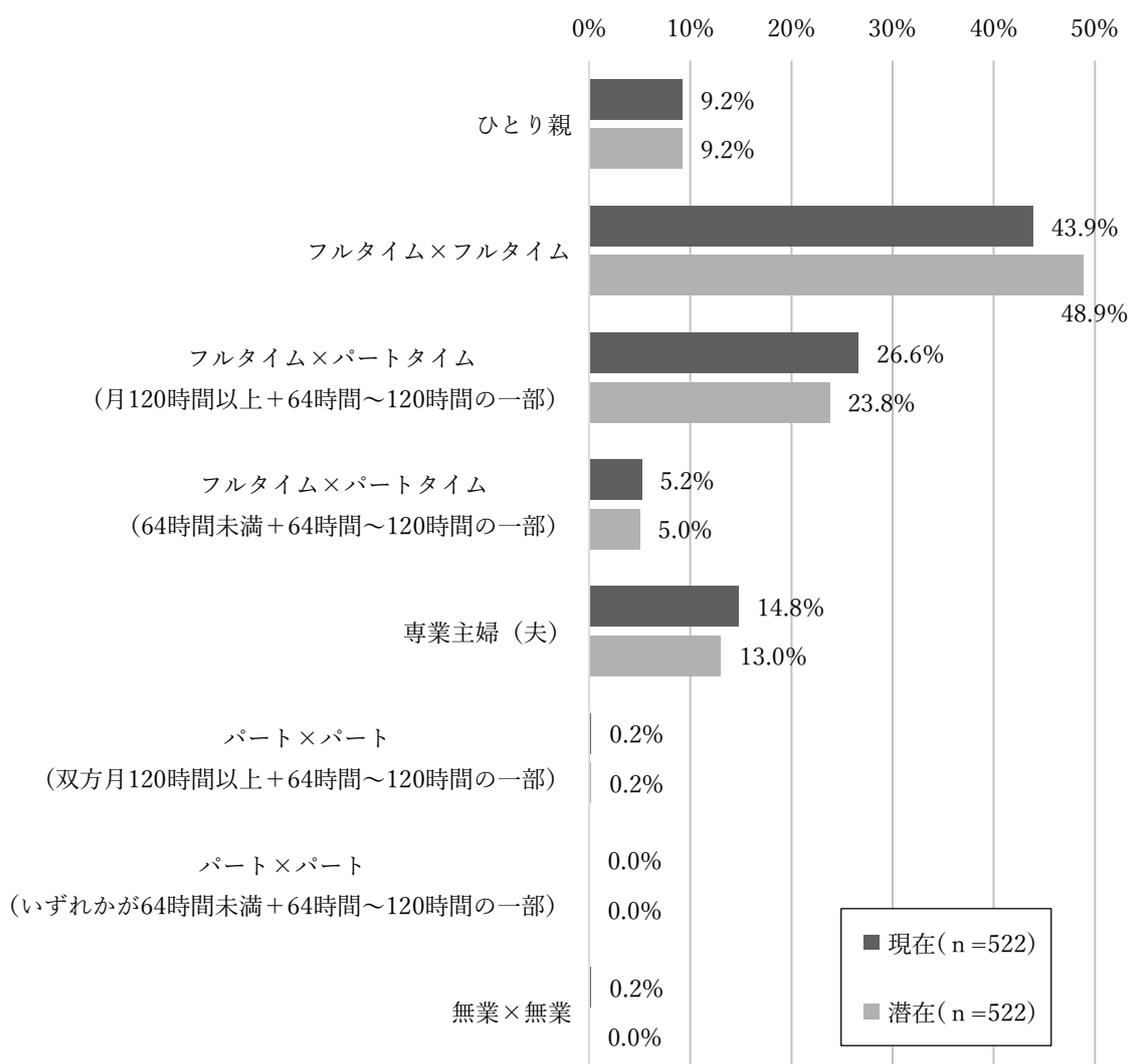


(2) 保護者などの就労の状況

下のグラフは、今回の調査結果により父母の就労状況の組み合わせ（家庭類型）を示したものです。

現在の家庭類型を見ますと、夫婦ともに「フルタイム」の割合が43.9%（前回調査34.2%）となっており、前回調査と比較し大幅に増加しています。

また、「専業主婦（夫）」の割合が14.8%（前回調査22.5%）となっており、就労をしている家庭類型が増加していることが伺えます。



※グラフ中、「現在」は現在の就労状況、「潜在」は今後の就労希望を勘案した割合となっている

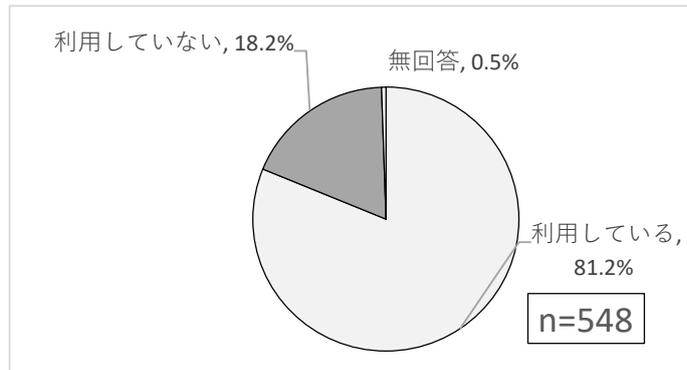
※グラフ中、パートタイムの時間区分は、子ども・子育て支援新制度による保育の必要性の認定の際、保育時間（保育標準時間と保育短時間）を定める指標となるもので、本市では、120時間は保育標準時間の下限、64時間は保育短時間の下限としている

(3) 教育・保育の利用状況と意向

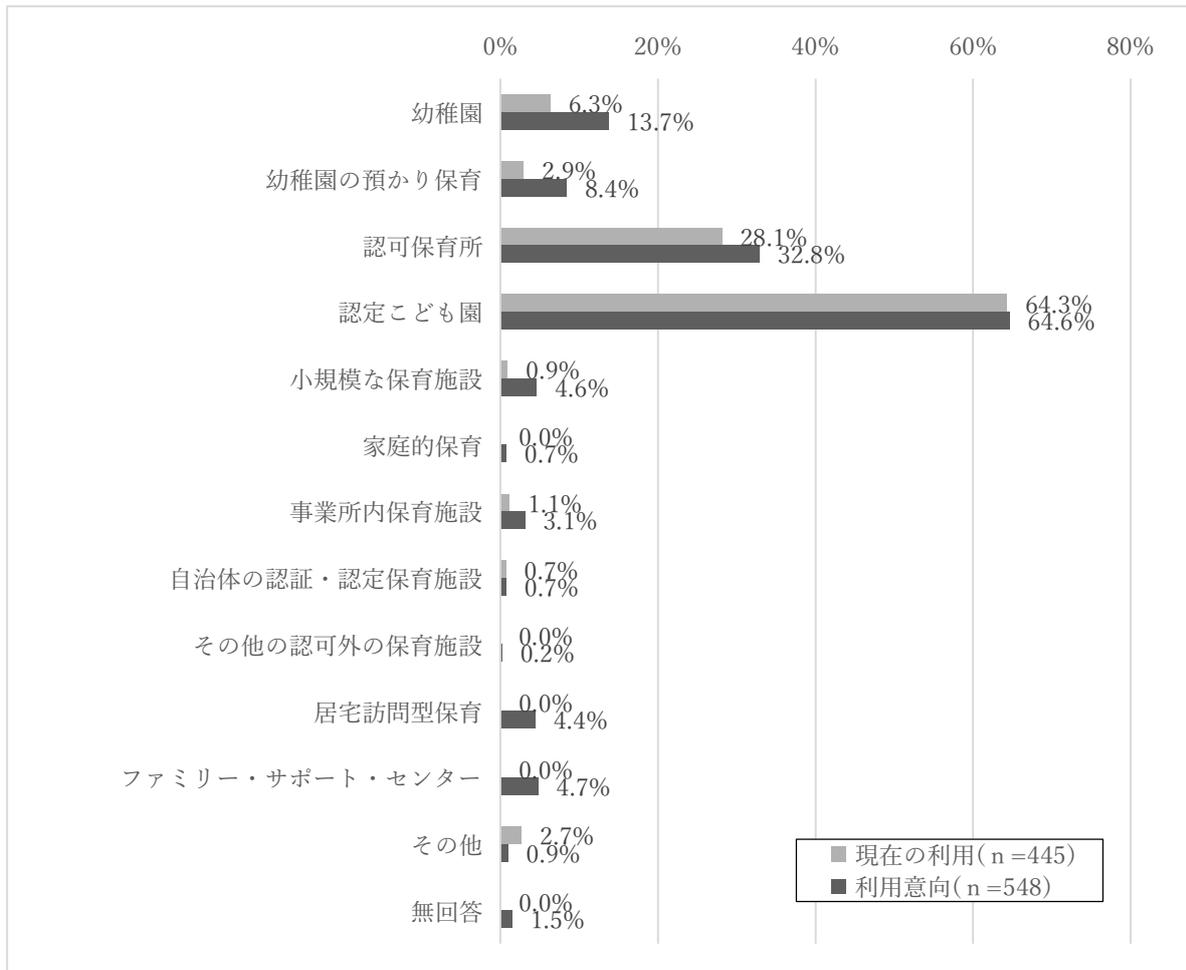
幼稚園や保育所、認定こども園などの定期的な教育・保育施設の利用状況は、「利用している」が81.2%に対し、「利用していない」が18.2%となっています（無回答0.5%）。

また、現在利用している教育・保育施設の種類では、「認定こども園」の割合が64.3%と最も高く、次いで「認可保育所」が28.1%となっています。

▲幼稚園や保育所、認定こども園などの定期的な教育・保育施設の利用



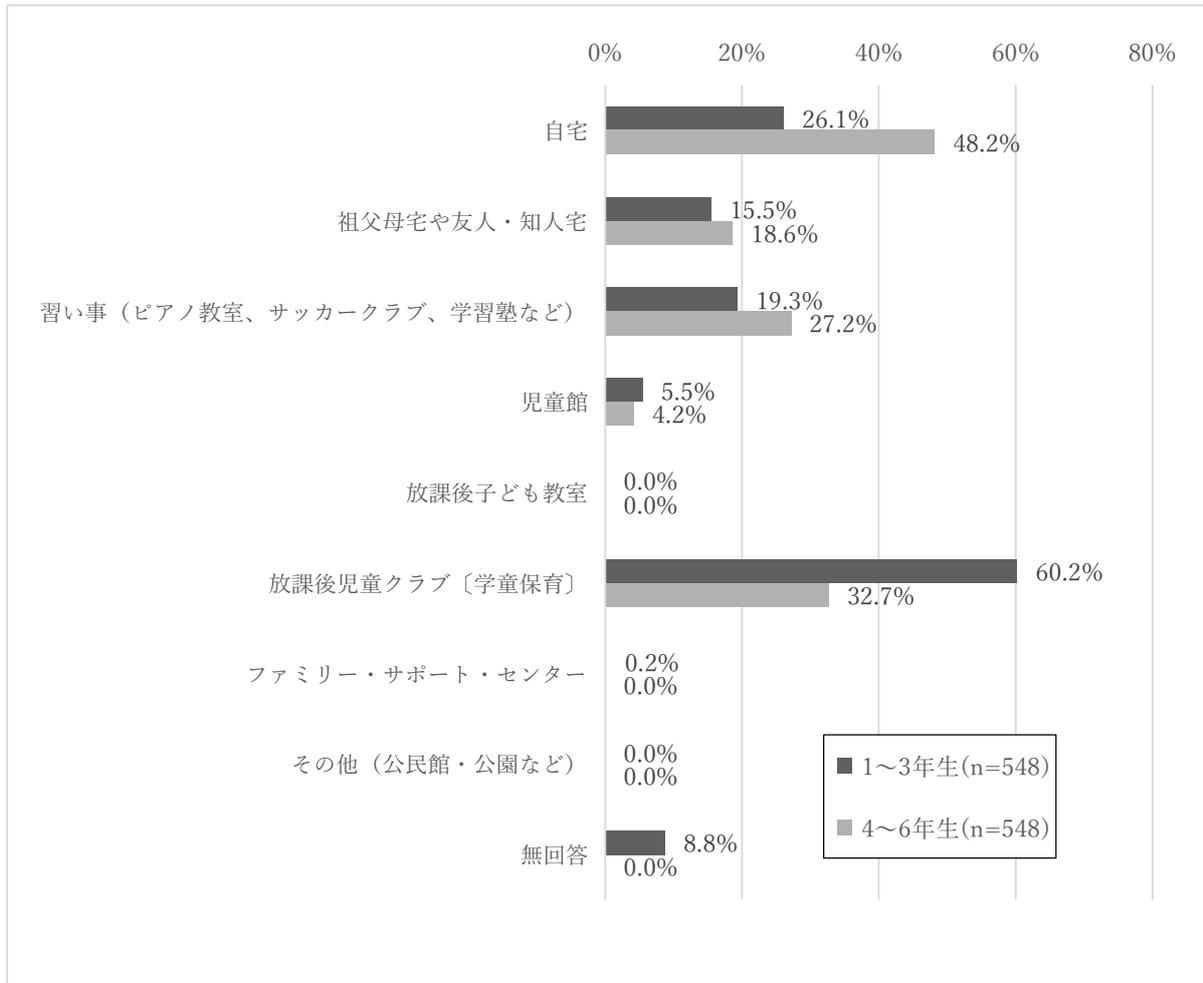
▲教育・保育施設の利用状況と意向



※グラフはともに複数回答

(4) 小学校就学後の放課後の過ごし方

小学校就学後の放課後の過ごし方（希望）は、低学年では「放課後児童クラブ（学童保育）」が60.2%の希望があり、続いて「自宅」が26.1%となっています。また、高学年では、「自宅」や「習い事（ピアノ教室、サッカークラブ、学習塾など）」の割合が低学年に比べて高くなっていますが、「放課後児童クラブ（学童保育）」も32.7%と2番目に高い割合になっています。

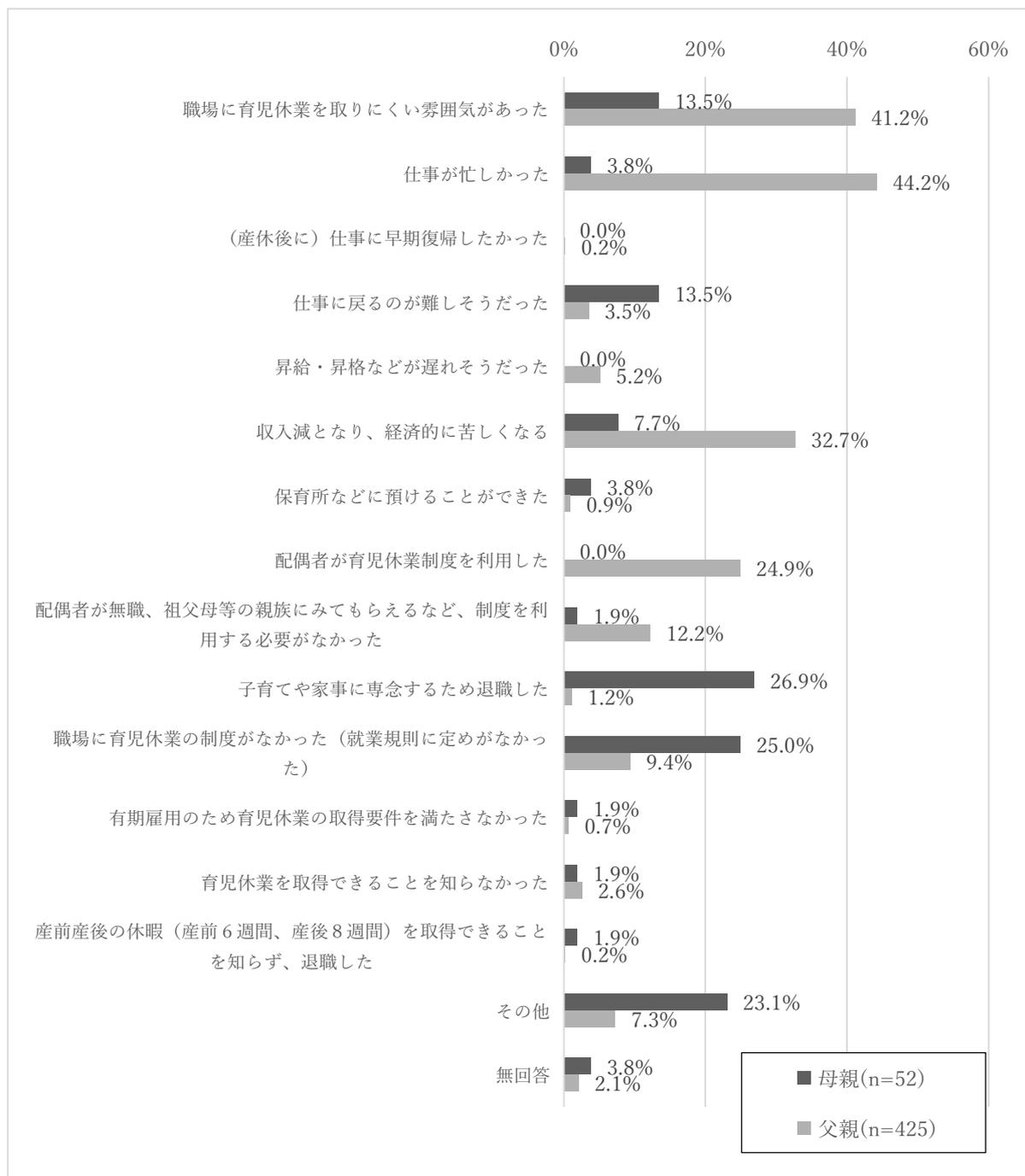


※グラフは複数回答

(5) 育児休業を取得していない理由

育児休業を取得していない理由は、「母親」では、「子育てや家事に専念するため退職した」の割合が26.9%と高く、「父親」では、「仕事が忙しかった」の割合が44.2%と最も高くなっています。

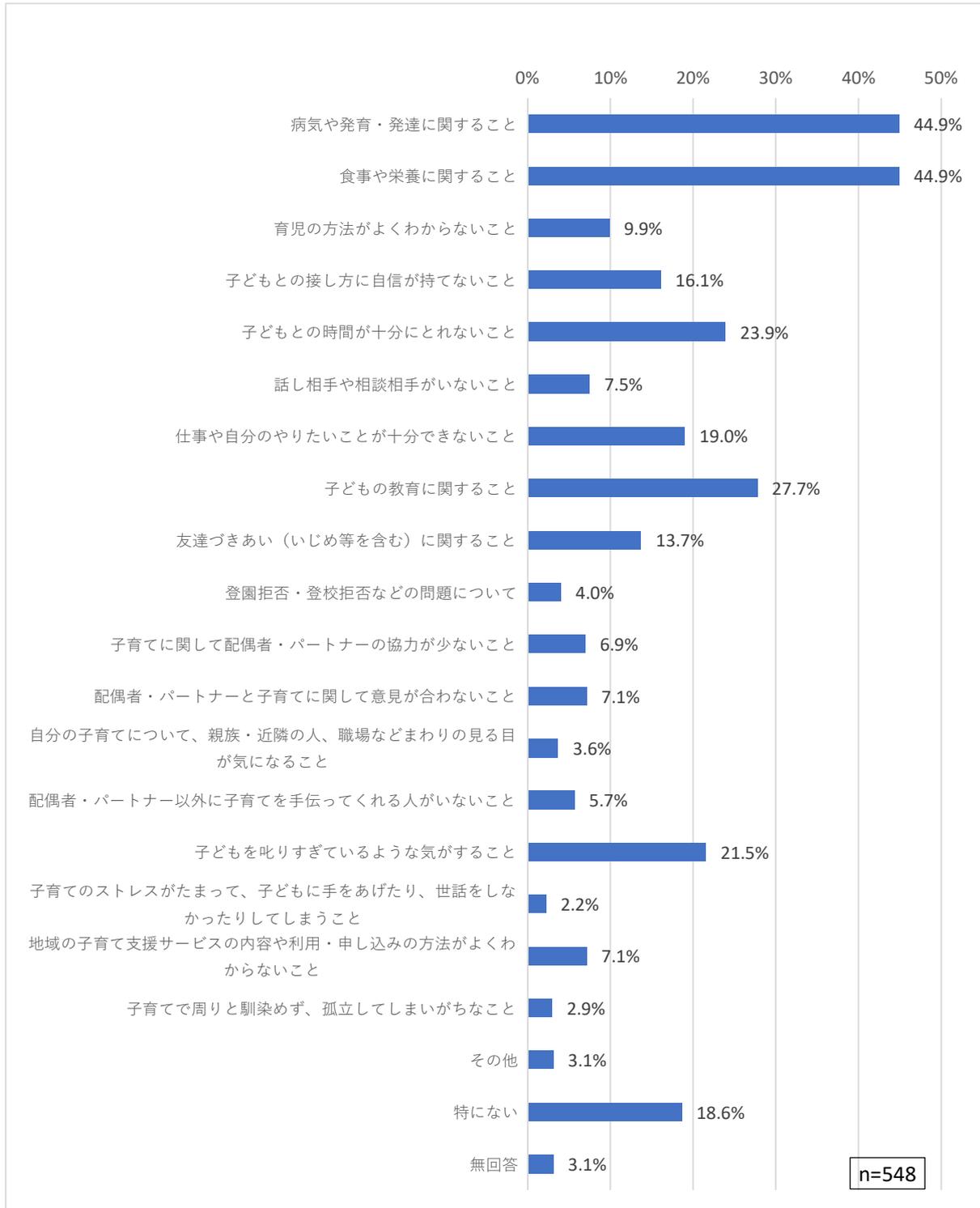
前回調査と比較すると、育児休業を取得する人の割合が増加（前回「母親」42.8%、「父親」2.0%、「母親」61.5%、「父親」14.4%）した一方で、「職場に育児休業を取りにくい雰囲気があった」として、育児休業を取得しなかった方の割合が「母親」「父親」ともに前回より増加しています。



※グラフは複数回答

(6) 子育てに関して日頃悩んでいること、気になること

子育てに関する悩みや気になることは、「病気や発育・発達に関すること (44.9%)」「食事や栄養に関すること (44.9%)」「子どもの教育に関すること (27.7%)」「子どもとの時間が十分にとれないこと (23.9%)」「子どもを叱りすぎているような気がする (21.5%)」の割合が高くなっており、それぞれ2割を超えています。



※グラフは複数回答

(7) 市の子育て支援の充実に期待すること

市の子育て支援の充実に期待することは、子育てに関する施設、経済的負担軽減、緊急的な預かりや病児保育、保護者間の交流の場の確保、子育てに関する情報提供等に関し、ご意見が寄せられました。

子育て支援の充実に期待する主なご意見

- 公園の整備・増設及び夏場や雨天時に遊べる屋内施設の充実
- 教育・保育施設の利用に係る費用負担軽減
- 保育士や教員の負担軽減及び処遇の改善
- 病児保育施設の開設、病後児保育施設の充実
- 市からの子育て情報の提供体制の強化

第3章 計画の基本理念等

1 計画の基本理念

ライフスタイルや社会経済が変化し続ける中で、次世代を担う子どもたちが健やかに成長していくためには、子どもと子育て環境の基本となる家庭の両方を、地域社会全体で支えていくことが重要であると考えます。また、子どもの保護者は、核家族化が進行する中、就労等の社会参加をしながら子育てを行うことに対して多くの不安や負担等を抱えていることを踏まえて、その気持ちを受け止め、社会全体で支援していく必要があります。

本市では、上位計画である総合計画の施策目標に基づき、安心して子どもを産み育てることができ、子どもたちが健やかに育つ良好な環境づくりを進めるとともに、地域が一体となった子育て支援の仕組みづくりを実現するため、本計画の基本理念を次のとおり定めます。

第3期 藤岡市子ども・子育て支援事業計画の基本理念

子ども・子育てにやさしいまち ふじおか

2 計画の基本目標

上記の基本理念に沿って、本計画の基本目標を以下のとおり定めました。

基本目標1 『妊娠期から切れ目のない支援の展開』

子どもが健やかに成長するために必要な支援を、妊娠期から始めて一貫して提供する体制を目指します。妊娠期においては、妊婦の健康管理や相談支援を充実させて、安心して出産を迎えられる環境を整え、出産後は、育児に関する情報提供やサポートを行い、専門的なアドバイスや支援を行います。子どもについても、幼児期からの教育支援や、地域の関係機関との連携を強化して、子どもが健全に成長できる環境を提供します。

基本目標2 『安心して子どもを預けられる環境の整備』

子どもたちが安全で健やかに成長できる環境を提供することを目指し、保護者が安心して働きながら子育てを行えるよう、柔軟な保育時間や多様なサービスの提供を推進します。

基本目標3 『課題や困難を抱える子どもや家庭を支える地域社会づくり』

子どもとその家庭が直面する様々な課題に対して、早期から包括的に対応する体制づくりを目指し、地域社会全体で子どもを育てる意識を高め、支援のネットワークを構築することで、すべての子どもが健やかに成長できる社会の実現に努めます。

2 計画の体系

本計画の体系は以下のとおりです。

1 教育・保育の提供区域

- (1) 提供区域の設定

2 教育・保育の量の見込み、確保方策

- (1) 量の見込みの算出方法等
- (2) 幼稚園・認定こども園（1号認定、3～5歳児）
- (3) 保育所など（2号認定、3～5歳児）
- (4) 保育所など（3号認定、0～2歳児）

3 地域子ども・子育て支援事業

- (1) 利用者支援事業
- (2) 地域子育て支援拠点事業
- (3) 妊婦健康診査
- (4) 乳児家庭全戸訪問事業
- (5) -1 養育支援訪問事業
- (5) -2 子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業
- (6) 子育て短期支援事業
- (7) ファミリー・サポート・センター事業（子育て援助活動支援事業）
- (8) 一時預かり事業
- (9) 延長保育事業
- (10) 放課後児童健全育成事業
- (11) 病児・病後児保育事業
- (12) 子育て世帯訪問支援事業
- (13) 妊婦等包括相談支援事業
- (14) 乳児等通園支援事業
- (15) 産後ケア事業
- (16) 多様な事業者の参入促進・能力活用事業
- (17) 実費徴収に係る補足給付を行う事業
- (18) 児童育成支援拠点事業
- (19) 親子関係形成支援事業

4 親子の健康確保と増進

5 子育てしやすい環境の整備

- (1) 育児不安の解消
- (2) 子育て家庭への経済的支援
- (3) 子育てと仕事の両立支援
- (4) 孤立感の軽減、人との交流の促進

6 子どもの成長に資する環境の整備

7 特別な支援を要する子どもや家庭への支援の推進

- (1) 児童虐待防止対策の充実
- (2) 母子家庭及び父子家庭の自立支援の推進
- (3) 障害児施策の充実等

第4章 子ども・子育て支援事業

1 教育・保育の提供区域

(1) 提供区域の設定

実際の教育・保育施設の利用状況を鑑みると、居住地の近くの施設に限らず、就労場所や通勤経路等を考慮して通園利便性の高い施設や、提供サービスの内容から特定の施設の利用を希望するケースも見受けられます。また、市民の主な移動手段が自家用車であり、所在地に関わらずに利用施設を選択する傾向があることから、教育・保育の提供区域は、市全域を1区域として設定します。

2 教育・保育の量の見込み、確保方策

教育・保育施設（保育所、幼稚園、認定こども園等）を利用するには、児童の年齢や「保育の必要性の有無」に応じた認定（1号認定：教育、2号認定・3号認定：保育）を受ける必要があります。子ども・子育て支援法では、認定区分ごとの量の見込みや利用定員総数（確保方策）を定めることとされています。

(1) 量の見込みの算出方法等

教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込み（各事業・サービスの想定需要量）については、原則として国が示す『「量の見込み」の算出等のための手引き』に基づき、ニーズ調査の結果を踏まえて算出しますが、本市のこれまでの実績値や今後の人口推計等の状況を鑑みて補正を行っています。

なお、計画策定時点において、本市内には地域型保育事業所は無く、認可外保育施設については、事業所内に設置して従業員の子どものみを対象としている施設に限られているため、確保方策の対象から除くこととします。

(2) 幼稚園・認定こども園（1号認定、3～5歳児）

1) 事業概要

満3歳以上の就学前子どもに対して、幼児教育を実施します。

2) 量の見込みと確保方策

少子化及び共働き世帯の増加等の影響により、1号認定の需要量は減少傾向となることを見込まれます。これに対して幼稚園、認定こども園において必要な定員が確保できる見込みです。

(単位：人)

| | | 令和7年度 | 令和8年度 | 令和9年度 | 令和10年度 | 令和11年度 |
|--------------|------------|-------|-------|-------|--------|--------|
| ①量の見込み（1号認定） | | 149 | 141 | 129 | 123 | 117 |
| 確保方策 | 特定教育・保育施設 | 214 | 199 | 185 | 172 | 160 |
| | 確認を受けない幼稚園 | 80 | 80 | 80 | 80 | 80 |
| | ②確保方策 小計 | 294 | 279 | 265 | 252 | 240 |
| 差（②－①） | | 145 | 138 | 136 | 129 | 123 |

(3) 保育所など（2号認定、3歳～5歳児）

1) 事業概要

満3歳以上の就学前子どもであって、保護者の労働や疾病等の事由により家庭において必要な保育を受けることが困難である者を保育所や認定こども園において保育します。

2) 量の見込みと確保方策

2号認定についても、少子化の影響から需要量は減少傾向を見込んでいます。なお、これまでの実績から、十分な定員が確保できる見込みです。

(単位：人)

| | | 令和7年度 | 令和8年度 | 令和9年度 | 令和10年度 | 令和11年度 |
|----------------------|--|-------|-------|-------|--------|--------|
| ①量の見込み （2号認定） | | 867 | 815 | 738 | 703 | 663 |
| ②確保方策 （特定教育・保育施設） | | 937 | 871 | 810 | 753 | 700 |
| 差（②－①） | | 70 | 56 | 72 | 50 | 37 |

(4) 保育所など(3号認定、0~2歳児)

1) 事業概要

満3歳未満の就学前子どもであって、保護者の労働や疾病等の事由により家庭において必要な保育を受けることが困難である者を保育所や認定こども園において保育します。

2) 量の見込みと確保方策

出生数は低下していますが、共働き家庭が増えていることから高いニーズが見込まれます。特に0歳児は、保護者が育児休業から復職するタイミングでの入所が多く、年度末にかけて確保方策を上回る入所希望があることも想定されますが、「定員の弾力的運用」も活用して、待機児童が発生しないように取り組みます。

①【0歳児】 (単位：人)

| | 令和7年度 | 令和8年度 | 令和9年度 | 令和10年度 | 令和11年度 |
|----------------------|-------|-------|-------|--------|--------|
| ①量の見込み (3号認定・0歳児) | 110 | 109 | 108 | 107 | 106 |
| ②確保方策 (特定教育・保育施設) | 147 | 146 | 145 | 144 | 143 |
| 差(②-①) | 37 | 37 | 37 | 37 | 37 |

②【1歳児】 (単位：人)

| | 令和7年度 | 令和8年度 | 令和9年度 | 令和10年度 | 令和11年度 |
|----------------------|-------|-------|-------|--------|--------|
| ①量の見込み (3号認定・1歳児) | 199 | 195 | 193 | 191 | 190 |
| ②確保方策 (特定教育・保育施設) | 213 | 222 | 222 | 220 | 218 |
| (小計②) - (小計①) | 14 | 27 | 29 | 29 | 28 |

③【2歳児】 (単位：人)

| | 令和7年度 | 令和8年度 | 令和9年度 | 令和10年度 | 令和11年度 |
|----------------------|-------|-------|-------|--------|--------|
| ①量の見込み (3号認定・2歳児) | 270 | 242 | 236 | 234 | 232 |
| ②確保方策 (特定教育・保育施設) | 288 | 275 | 271 | 269 | 267 |
| (小計②) - (小計①) | 18 | 33 | 35 | 35 | 35 |

3 地域子ども・子育て支援事業の量の見込み、確保方策

(1) 利用者支援事業

1) 事業概要

子ども又はその保護者の身近な場所で、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の情報提供及び必要に応じて相談・助言を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施する事業です。

2) 量の見込みと確保方策

令和7年度からこども家庭センターを設置し、情報提供や相談事業を確保します。

| | | 令和7年度 | 令和8年度 | 令和9年度 | 令和10年度 | 令和11年度 |
|----------------|-----------|-------|-------|-------|--------|--------|
| こども家庭 センター型 | 量の見込み(か所) | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 |
| | 確保方策(か所) | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 |

(2) 地域子育て支援拠点事業

1) 事業概要

乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業です。

2) 量の見込みと確保方策

ニーズ調査の結果、人口推計、過去の利用実績等を勘案して量の見込みを算出します。

市内各所において実施施設を設け、幅広い世帯が身近な施設で利用できるよう、提供体制を確保します。

| | | 令和7年度 | 令和8年度 | 令和9年度 | 令和10年度 | 令和11年度 |
|-----------|------|-------|-------|-------|--------|--------|
| 量の見込み(人回) | | 1,700 | 1,602 | 1,508 | 1,463 | 1,416 |
| 確保方策 | (人回) | 1,700 | 1,602 | 1,508 | 1,463 | 1,416 |
| | (か所) | 16 | 16 | 16 | 16 | 16 |

※人回・・・月間延べ利用回数

(3) 妊婦健康診査

1) 事業概要

妊婦の健康の保持及び増進を図るため、妊婦に対する健康診査として、①健康状態の把握、②検査計測、③保健指導を実施するとともに、必要に応じて医学的検査を実施する事業です。

2) 量の見込みと確保方策

実績値を勘案して、量の見込みを算出します。

妊娠届出時に受診票を発行して、各医療機関で受診してもらうことにより提供体制を確保し、全ての対象者の支援に努めます。

| | 令和7年度 | 令和8年度 | 令和9年度 | 令和10年度 | 令和11年度 |
|----------|-------|-------|-------|--------|--------|
| 量の見込み(人) | 3,673 | 3,614 | 3,614 | 3,555 | 3,555 |
| 確保方策(人) | 3,673 | 3,614 | 3,614 | 3,555 | 3,555 |

(4) 乳児家庭全戸訪問事業

1) 事業概要

生後4か月までの乳児のいる全ての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行う事業です。

2) 量の見込みと確保方策

実績値を勘案して、量の見込みを算出します。

保健師、助産師等による支援や指導・助言につなげるため、全ての対象者への訪問に努め、提供体制を確保します。

| | 令和7年度 | 令和8年度 | 令和9年度 | 令和10年度 | 令和11年度 |
|----------|-------|-------|-------|--------|--------|
| 量の見込み(人) | 239 | 237 | 235 | 233 | 231 |
| 確保方策(人) | 239 | 237 | 235 | 233 | 231 |

(5) - 1 養育支援訪問事業

1) 事業概要

養育支援が特に必要な家庭に対して、その居宅を訪問し、養育に関する指導・助言等を行うことにより、当該家庭の適切な養育の実施を確保する事業です。

2) 量の見込みと確保方策

実績値を勘案し、量の見込みを算出します。

これまでと同様に、保健師、助産師による訪問により支援の提供に努めます。

| | 令和7年度 | 令和8年度 | 令和9年度 | 令和10年度 | 令和11年度 |
|----------|-------|-------|-------|--------|--------|
| 量の見込み(人) | 270 | 270 | 270 | 270 | 270 |
| 確保方策(人) | 270 | 270 | 270 | 270 | 270 |

(5) - 2 子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業

1) 事業概要

要保護児童対策地域協議会(子どもを守る地域ネットワーク)の機能強化を図るため、調整機関職員やネットワーク構成員(関係機関)の専門性強化と、ネットワーク機関間の連携強化を図る取組みを実施する事業です。

2) 確保方策

子どもとその家庭及び妊産婦等を対象に、実情の把握や専門的な相談対応等を行う「子ども家庭総合支援拠点」と、健診等の母子保健サービスと子育て支援サービスを一体的に提供する「子育て世代包括支援センター」の機能を一体化した「こども家庭センター」を新たに設置し、当該センターを軸として、要保護児童や特定妊婦等に対する適切な支援につなげるため、児童相談所等関係各所と連携を図りながら取組みを進めていきます。

(6) 子育て短期支援事業

1) 事業概要

保護者の疾病等の理由により、家庭において養育を受けることが一時的に困難となった児童について、児童養護施設等に入所させ、必要な保護を行う事業です。

- ・短期入所生活援助（ショートステイ）事業：保護者が身体上・精神上等の理由により家庭において児童を養育することが一時的に困難になった場合等に、実施施設等において養育・保護を行うもの。
- ・夜間養護等（トワイライトステイ）事業：保護者が、仕事その他の理由により平日の夜間又は休日に不在となり家庭において児童を養育することが困難となった場合等に、その児童を実施施設等において保護し、生活指導、食事の提供等を行うもの。

2) 量の見込みと確保方策

ニーズ調査の結果、過去の利用実績を勘案して量の見込みを算出します。

施設数に限りがあるため、支援が必要な方が利用できるように、提供体制の確保に努めます。

なお、計画策定時点において、夜間養護等事業の実施予定はありません。

| | 令和7年度 | 令和8年度 | 令和9年度 | 令和10年度 | 令和11年度 |
|--------------------------|-------|-------|-------|--------|--------|
| 量の見込み（人日） （ショートステイ事業） | 15 | 15 | 15 | 15 | 15 |
| 確保方策（人日） | 15 | 15 | 15 | 15 | 15 |

※人日・・・年間延べ利用者数

(7) ファミリー・サポート・センター事業（子育て援助活動支援事業）

1) 事業概要

子育て中の保護者を会員として、児童の預かり等の援助を受けることを希望する者と当該援助を行うことを希望する者との相互援助活動に関する連絡、調整を行う事業です。

2) 量の見込みと確保方策

ニーズ調査の結果、人口推計を勘案して量の見込みを算出します。

事業の周知を図るとともに、会員数の確保と会員の育成に努め、提供体制の確保を図ります。

| | | 令和7年度 | 令和8年度 | 令和9年度 | 令和10年度 | 令和11年度 |
|--------------|----------------------|-------|-------|-------|--------|--------|
| 量の見込み（人日） | | 116 | 114 | 96 | 97 | 85 |
| 確保方策 （人日） | 子育て援助活動支援事業 （就学後） | 116 | 114 | 96 | 97 | 85 |

※人日・・・年間延べ利用者数

(8) 一時預かり事業

1) 事業概要

家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、認定こども園、幼稚園、保育所において一時的に預かる事業です。

- ・幼稚園型一時預かり（預かり保育）：幼稚園の在園児を対象として、教育時間の前後又は長期休業期間等において一時預かりを行う事業
- ・一般型一時預かり：主として保育所等に在籍していない児童を対象として、一時的な理由により家庭での保育が困難となった場合に、必要な保育を行う事業

2) 量の見込みと確保方策

①【幼稚園型一時預かり（預かり保育）】

ニーズ調査結果、人口推計、利用実績を勘案して量の見込みを算出します。

現状の幼稚園、認定こども園における、提供体制を維持・確保します。

| | 令和7年度 | 令和8年度 | 令和9年度 | 令和10年度 | 令和11年度 |
|-----------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 量の見込み（人日） | 22,089 | 20,759 | 18,798 | 17,897 | 16,905 |
| 確保方策(人日) | 22,089 | 20,759 | 18,798 | 17,897 | 16,905 |

※人日・・・年間延べ利用者数

②【一般型一時預かり事業】

ニーズ調査結果、人口推計、利用実績を勘案して量の見込みを算出します。

保育所、認定こども園等において、提供体制を確保します。

| | 令和7年度 | 令和8年度 | 令和9年度 | 令和10年度 | 令和11年度 |
|-----------|-------|-------|-------|--------|--------|
| 量の見込み（人日） | 451 | 425 | 400 | 388 | 375 |
| 確保方策(人日) | 451 | 425 | 400 | 388 | 375 |

※人日・・・年間延べ利用者数

(9) 延長保育事業

1) 事業概要

保育認定を受けた子どもについて、保育所、認定こども園等の通常の利用時間以外において、引き続き保育を実施する事業です。

2) 量の見込みと確保方策

ニーズ調査結果、人口推計、利用実績を勘案して量の見込みを算出します。

保育所、認定こども園等において、提供体制を確保します。

| | 令和7年度 | 令和8年度 | 令和9年度 | 令和10年度 | 令和11年度 |
|----------|-------|-------|-------|--------|--------|
| 量の見込み(人) | 448 | 422 | 397 | 385 | 373 |
| 確保方策(人) | 448 | 422 | 397 | 385 | 373 |

(10) 放課後児童健全育成事業(学童保育所)

1) 事業概要

保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、授業の終了後に適切な遊びや生活の場を提供して、その健全な育成を図る事業です。

2) 量の見込みと確保方策

ニーズ調査の結果から特に低学年の利用希望が多いことを踏まえて、人口推計や利用実績を勘案して、以下のように量の見込みを算出します。

市内各所において実施施設を設け、必要な受け入れ体制を確保します。

| | 令和7年度 | 令和8年度 | 令和9年度 | 令和10年度 | 令和11年度 |
|----------|-------|-------|-------|--------|--------|
| 量の見込み(人) | 1,004 | 950 | 912 | 857 | 808 |
| 1年生 | 280 | 265 | 255 | 239 | 226 |
| 2年生 | 219 | 207 | 199 | 187 | 176 |
| 3年生 | 221 | 210 | 201 | 189 | 178 |
| 4年生 | 160 | 151 | 145 | 136 | 129 |
| 5年生 | 76 | 72 | 69 | 65 | 61 |
| 6年生 | 48 | 45 | 43 | 41 | 38 |
| 確保方策(人) | 1,061 | 1,061 | 1,061 | 1,061 | 1,061 |

(11) 病児・病後児保育事業

1) 事業概要

病児・病後児について、病院・保育所等に付設された専用スペース等において、看護師等が一時的に保育をする事業です。

2) 量の見込みと確保方策

ニーズ調査結果、人口推計、利用実績を勘案して量の見込みを算出します。

病児保育については、計画策定時点では実施に至っておりませんが、市内医療機関との調整を図るなど、提供体制づくりを検討していきます。

| | 令和7年度 | 令和8年度 | 令和9年度 | 令和10年度 | 令和11年度 |
|-----------------------|-------|-------|-------|--------|--------|
| 量の見込み（人日） | 55 | 55 | 55 | 55 | 55 |
| 確保方策（人日） （病後児保育事業） | 55 | 55 | 55 | 55 | 55 |

※人日・・・年間延べ利用者数

(12) 子育て世帯訪問支援事業

1) 事業概要

家事・子育て等に対して不安や負担を抱える子育て家庭、妊産婦、ヤングケアラー等がいる家庭の居宅を、訪問支援員が訪問し、家庭が抱える不安や悩みを傾聴するとともに、家事・子育て等の支援を実施することにより、家庭や養育環境を整え、虐待リスク等の高まりを未然に防ぐことを目的とする事業です。

2) 量の見込みと確保方策

実績値を勘案し、量の見込みを算出します。

保健師、助産師による訪問により、提供体制を確保します。

| | 令和7年度 | 令和8年度 | 令和9年度 | 令和10年度 | 令和11年度 |
|-----------|-------|-------|-------|--------|--------|
| 量の見込み（人日） | 5 | 5 | 5 | 5 | 5 |
| 確保方策（人日） | 5 | 5 | 5 | 5 | 5 |

(13) 妊婦等包括相談支援事業

1) 事業概要

妊婦等に対して面談その他の措置を講ずることにより、妊婦等の心身の状況、その置かれている環境等の把握を行うほか、母子保健や子育てに関する情報の提供、相談その他の伴走型相談支援を行う事業です。

2) 量の見込みと確保方策

令和6年の児童福祉法改正により新設された事業であるため、人口推計や妊娠届出数、面談の実績値を勘案し、量の見込みを算出します。

妊娠期から出産後まで継続して保健師、助産師による面談や情報発信等を行うとともに、必要な支援につなげるため、全ての妊婦に対する提供体制の確保に努めます。

| | 令和7年度 | 令和8年度 | 令和9年度 | 令和10年度 | 令和11年度 |
|-----------|-------|-------|-------|--------|--------|
| 量の見込み(人日) | 735 | 723 | 723 | 714 | 711 |
| 確保方策(人日) | 735 | 723 | 723 | 714 | 711 |

※人日・・・年間延べ利用者数

(14) 乳児等通園支援事業(こども誰でも通園制度)

1) 事業概要

保育所等において、乳児又は幼児であって満3歳未満のもの(保育所に入所しているものその他の内閣府令で定めるものを除く。)に適切な遊び及び生活の場を与えるとともに、当該乳児又は幼児及びその保護者の心身の状況及び養育環境を把握するための当該保護者との面談並びに当該保護者に対する子育てについての情報の提供、助言その他の援助を行う事業です。

2) 量の見込みと確保方策

人口推計、未就園児の割合を勘案し、量の見込みを算出します。

本市では令和8年度の本格的な全国展開以降の実施を予定しており、保育所、認定こども園において、提供体制を確保します。

| | | 令和7年度 | 令和8年度 | 令和9年度 | 令和10年度 | 令和11年度 |
|------|--------|-------|-------|-------|--------|--------|
| (人日) | ①量の見込み | | | | | |
| | 0歳児 | — | 73 | 73 | 72 | 72 |
| | 1歳児 | — | 57 | 56 | 56 | 55 |
| | 2歳児 | — | 28 | 27 | 27 | 27 |
| | 小計① | — | 158 | 156 | 155 | 154 |

| | | | | | | |
|-----------------------|-----|---|-----|-----|-----|-----|
| ② 確保 方策 (人日) | 0歳児 | — | 73 | 73 | 72 | 72 |
| | 1歳児 | — | 57 | 56 | 56 | 55 |
| | 2歳児 | — | 28 | 27 | 27 | 27 |
| | 小計② | — | 158 | 156 | 155 | 154 |
| (小計②) - (小計①) | | — | 0 | 0 | 0 | 0 |

(15) 産後ケア事業

1) 事業概要

退院直後の母子に対して心身のケアや育児のサポート等を行い、産後も安心して子育てができる支援体制の確保を図ることを目的とした事業です。

2) 量の見込みと確保方策

推計人口、利用実績を勘案して量の見込みを算出します。

現状は医療機関等に委託して事業を実施していますが、令和7年度より本市においても産後ケア事業を開始する予定であり、提供体制の強化を図ります。

| | 令和7年度 | 令和8年度 | 令和9年度 | 令和10年度 | 令和11年度 |
|-----------|-------|-------|-------|--------|--------|
| 量の見込み(人日) | 129 | 158 | 187 | 213 | 232 |
| 確保方策(人日) | 129 | 158 | 187 | 213 | 232 |

※人日・・・年間延べ利用者数

(16) 多様な事業者の参入促進・能力活用事業

1) 事業概要

地域の教育・保育需要に沿った教育・保育施設、地域子ども・子育て支援事業の量的拡大を進める上で、多様な事業者の新規参入を支援するほか、私立認定こども園における特別な支援が必要な子どもの受入体制を構築するとともに、小学校就学前の子どもを対象とした多様な集団活動を利用する幼児の保護者の経済的負担の軽減を図ることで、良質かつ適切な教育・保育等の提供体制の確保を図ることを目的とした事業です。

2) 量の見込みと確保方策

この事業は、量の見込み等の算出の対象外です。

本市の実態を踏まえて、必要に応じて対応を検討していくものとします。

(17) 実費徴収に係る補足給付を行う事業

1) 事業概要

世帯の所得状況により、教育・保育給付認定保護者に対する日用品・文房具等に要する費用の補助または施設等利用給付認定保護者に対する副食材料費に要する費用の補助を行う事業です。

2) 量の見込みと確保方策

この事業は、量の見込み等の算出の対象外です。

今後の需要の把握に努めつつ、必要に応じ、計画の改定等により対応していくものとします。

(18) 児童育成支援拠点事業

1) 事業概要

令和6年4月から地域子ども・子育て支援事業に位置づけられた新規事業です。

養育環境等に課題を抱える、家庭や学校に居場所のない児童等に対して、当該児童の居場所となる場を開設し、児童とその家庭が抱える多様な課題に応じて、生活習慣の形成や学習のサポート、進路等の相談支援、食事の提供等を行うとともに、児童及び家庭の状況をアセスメントし、関係機関へのつなぎを行う等の個々の児童の状況に応じた支援を包括的に提供する事業です。

2) 量の見込みと確保方策

計画策定時点において、この事業の実施は予定していないため、量の見込みの算出等はありませんが、今後の需要の把握に努めつつ、必要に応じ、計画の改定等により対応していくものとします。

(19) 親子関係形成支援事業

1) 事業概要

令和6年4月から地域子ども・子育て支援事業に位置づけられた新規事業です。

児童との関わり方や子育てに悩みや不安を抱えている保護者及びその児童に対し、講義やグループワーク、ロールプレイ等を通じて、児童の心身の発達の状況等に応じた情報の提供、相談及び助言を実施するとともに、同じ悩みや不安を抱える保護者同士が相互に悩みや不安を相談・共有し、情報の交換ができる場を設ける等その他の必要な支援を行う事業です。

2) 量の見込みと確保方策

計画策定時点において、この事業の実施は予定していないため、量の見込みの算出等はありませんが、今後の需要の把握に努めつつ、必要に応じ、計画の改定等により対応していくものとします。

4 親子の健康確保と増進

妊娠期から乳幼児期を通じ、すべての保護者と子どもの心身の健康が確保されるよう、各種健診、訪問事業、保健指導の充実を図ります。

検診や予防接種による病気の予防や早期発見への取組、学校や健診・相談時における健康教育を通じた健康増進を図ります。

| 事業名 | 事業展開 | 担当課 |
|----------------------|--|--------|
| 各種乳幼児健康診査 | 股関節検診、4か月児、1歳児、1歳6か月児、2歳児、3歳児、5歳児を対象に乳幼児健康診査を実施します。また、健診時に児童の成長・発達等に関する相談に応じます。 | 子ども課 |
| 乳児家庭全戸訪問事業（新生児訪問） | 保健師・助産師・健康推進員が妊産婦や新生児のいる家庭を訪問し、母子の育児支援を実施します。初産婦や低体重児・未熟児の家庭を重点的に訪問し、育児不安の解消に努めます。 | 子ども課 |
| 育児相談事業 | 育児全般に関する相談を毎月実施します。定期的に開催することにより、子どもの成長確認をできる場として育児に関する不安を解消していきます。 | 子ども課 |
| 栄養相談事業 | 離乳食教室で、栄養士による指導・相談及び歯科衛生士によるむし歯予防指導を行い、口腔衛生を含めて支援します。 | 子ども課 |
| 性や性感染症予防に関する正しい知識の普及 | 各学校の要請に応じて出前講座を実施します。命の大切さ出前講座では小学校低学年・高学年・中学校用の指導案を作成し、学校と連携しながら実施します。 | 子ども課 |
| 歯科保健に関する正しい知識の普及 | 歯科健診等の事業と健康な歯をつくろう出前講座により、正しい知識を普及して、口腔衛生の向上を目指します。 | 子ども課 |
| 妊婦健康診査 | 母子手帳交付時に保健師・助産師が個別の保健指導を行うとともに、妊婦健康診査受診票を交付します。妊婦の健康管理の充実や経済的負担の軽減を図り、安心して妊娠・出産ができる体制の確保をしていきます。 | 子ども課 |
| 産婦健康診査 | 産後の回復状況の確認や産後うつ等の早期発見のために行う産婦健康診査にかかる費用の一部を助成します。 | 子ども課 |
| 新生児聴覚検査 | 医療機関において新生児聴覚検査を受診した際にかかる費用の一部を助成します。 | 子ども課 |
| がん検診（婦人科） | 対象年齢の女性へ検診無料クーポンを配布し、各種がんに対する検診率の向上に努めます。 | 健康づくり課 |
| 予防接種の実施 | 予防接種法に基づき、疾病の流行防止に努めます。また、未接種を減少させるため、健診時等を活用し接種勧奨を行います。 | 子ども課 |
| 子どもの医療費無料 | 子育て世帯の負担を軽減するとともに、子どもたちが安心 | 保険年金 |

| | | |
|----------------|--|-------|
| 化 | して必要な医療が受けられるよう、医療費の一部負担金を県と市で負担します。 | 課 |
| 健康推進員事業 | 市長より委嘱を受けた健康推進員に様々な保健活動へ協力してもらい、市民の健康増進を図ります。 | 子ども課 |
| 健康教育の推進 | 健康教育に対し、教育方針への明示や校長会議・教頭会議・学校訪問・文書等で指導を行うとともに、児童の心身の健康増進を図ります。 | 学校教育課 |
| 子どもの事故予防のための啓発 | 相談や健診事業を利用して、誤飲・転落・やけど等の事故や乳幼児突然死症候群の予防指導を行い、啓発に努めます。 | 子ども課 |

5 子育てしやすい環境の整備

(1) 育児不安の解消

出産や子育てに対する精神的な負担や不安を和らげるため必要な情報提供や健康相談・保健指導の充実を図ります。

| 事業名 | 事業展開 | 担当課 |
|------------------------|--|------|
| 乳児家庭全戸訪問事業・養育支援訪問事業 | 生後4か月までの乳児のいる家庭を全戸訪問し、支援が必要な家庭に養育に関する指導・助言を行い、適切な養育環境になるよう支援します。 | 子ども課 |
| 子育て支援センター事業 【再掲】 | 子育て親子の交流の場として、相談室、プレイルームを備え、子育てに関する相談や情報提供を行います。 | 子ども課 |
| 幼稚園・保育所等への訪問相談事業 | 各種健診後の保育士・幼稚園教諭等への相談・指導の実施をします。園での日頃の行動を観察し、必要に応じて保育士・幼稚園教諭等及び保護者と相談をして問題改善をします。 | 子ども課 |
| 子育て電話相談事業 (子育て110番) | 育児相談専用電話で保健師・助産師が緊急的な相談に電話対応します。(電話番号 0274-24-5110) | 子ども課 |
| 家庭児童相談事業 | 家庭児童相談員等による相談を行います。児童虐待等、家庭での問題が発生しないよう、関係機関との連携を図り対応を実施していきます。 | 子ども課 |
| 育児相談事業 【再掲】 | 育児全般に関する相談を毎月実施します。定期的を開催することにより、子どもの成長確認をできる場として育児に関する不安を解消していきます。 | 子ども課 |
| 栄養相談事業 【再掲】 | 離乳食教室で、栄養士による指導・相談及び歯科衛生士によるむし歯予防指導を行い、口腔衛生を含めて支援しま | 子ども課 |

| | | |
|------------------|---|-------|
| | す。 | |
| 産後ケア事業 | 母親が安心して育児ができるよう、病院・助産院等において助産師による授乳指導や育児相談等の専門的なサービスの提供を行います。 | 子ども課 |
| にじの家相談事業 | 「にじの家」において、不登校等の自立支援に関する相談を行います。学校や子ども課と連携し、気軽に相談できる環境を整えていきます。 | 学校教育課 |
| 児童館での相談事業 | 児童館の来館者からの相談に随時応じます。また、子育て世帯を対象とした育児講演会を実施します。 | 子ども課 |
| 不妊治療費・不育症治療費補助事業 | 不妊に関する相談を実施します。また、不妊治療・不育症治療を受けている夫婦の治療費の一部補助を行います。 | 子ども課 |
| 利用者支援事業 | 特定教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の情報提供及び必要に応じ相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施します。 | 子ども課 |

(2)子育て家庭への経済的支援

経済的な理由で子どもを産み、育てることが困難な状況にならないよう、経済的負担の軽減を図ります。

| 事業名 | 事業展開 | 担当課 |
|--------------------------|--|----------|
| 不妊治療費・不育症治療費補助事業 【再掲】 | 不妊に関する相談を実施します。また、不妊治療・不育症治療を受けている夫婦の治療費の一部補助を行います。 | 子ども課 |
| 子育て応援券交付事業 | ファミリー・サポート・センター、ヘルパー派遣、一時保育、タクシー利用、 母親ケア 等に利用できるサービス券(応援券)を配布し、保護者の子育て支援を行います。 | 子ども課 |
| 第3子以降保育料無料化事業 | 第3子以降の特定教育・保育施設を利用する際の保育料に対する補助を行います。 | 子ども課 |
| 第3子以降副食費補助事業 | 第3子以降の保育認定児(2号)に対し、副食費の補助を行います。 | 子ども課 |
| 学校給食費無償化等事業 | 市内の小中学校及び特別支援学校(小学部又は中学部に限る)に通学している児童生徒の学校給食費を完全無償化とします。市外の小中学校、義務教育学校、中等教育学校(前期課程に限る)、特別支援学校(小学部又は中学部に限る)に通学している場合やアレルギーなどの理由で給食の提供を受けていない場合、藤岡市の給食費相当額の補助を実施します。 | 学校給食センター |

| | | |
|-----------|--|-------|
| 就学援助費支給事業 | 経済的理由により、就学困難と認められる児童及び生徒の保護者に対し、必要な援助を行います。 | 学校教育課 |
|-----------|--|-------|

(3)子育てと仕事の両立支援

男女が共に働きやすく、子育てと仕事を両立できるよう職場環境の改善を図り、男性の家事・育児等への参画を促進します。

| 事業名 | 事業展開 | 担当課 |
|---------------------|---|--------|
| 両立支援のための体制の整備 | 育児休業制度の普及、パートタイム労働条件の改善のため、事業所等を訪問し、啓発活動を推進します。 | 地域づくり課 |
| 男女共同参画社会実現に向けての啓発活動 | 男女平等を基本理念とする家庭、職場、地域社会における男女共同参画社会の実現に向けての啓発活動を実施します。 | 地域づくり課 |
| 両親学級 | 両親へ妊娠・出産・育児をテーマとした教室を開催します。父親のマタニティ体験や妊娠中の保健、家族計画等幅広い分野をテーマとして開催し、虐待やDVのない明るい家庭が築ける基礎づくりを目指します。 | 子ども課 |

(4)孤立感の軽減、人との交流の促進

地域や親同士の交流を促進し、子育ての孤立感の軽減を図り、保護者がまわりに支援や協力を得やすい環境を整備します。

| 事業名 | 事業展開 | 担当課 |
|---------------------|--|------|
| 子育て支援センター事業 【再掲】 | 子育て親子の交流の場として、相談室、プレイルームを備え、子育てに関する相談や情報提供を行います。 | 子ども課 |
| 保育所等地域活動事業補助金事業 | 保育所等有する機能を活かして、児童福祉の向上及び地域住民の交流促進を図ります。 | 子ども課 |
| 赤ちゃんの駅認定事業 | 市内の公共施設や民間施設等において、乳幼児への授乳やおむつ替え等ができる施設を「藤岡市赤ちゃんの駅」として認定することにより、子育て世帯の外出支援を行います。 | 子ども課 |
| 移動式赤ちゃんの駅貸出事業 | 市内で開催されるイベントや行事において、移動式赤ちゃんの駅の貸出を行い、乳幼児への授乳やおむつ替え等を行うスペースを確保することにより、子育て世帯の外出支援を行います。 | 子ども課 |

| | | |
|----------|--|------|
| 親子すこやか教室 | 専門職による学習会を定期的実施し、保護者の交流・情報交換を行い、相談に応じています。 | 子ども課 |
|----------|--|------|

6 子どもの成長に資する環境の整備

全ての子どもたちが、次代を担う社会の一員として成長できるよう、確かな学力の向上、豊かでたくましい心や身体の育成、子どもの生きる力を育成するための支援体制を推進します。

| 事業名 | 事業展開 | 担当課 |
|---------------------------|--|-------|
| 教員の資質向上による 教育環境の充実 | 教員の資質向上を図ることにより児童・生徒への教育の質を高めます。 | 学校教育課 |
| 子どもの居場所づくり支援事業補助金 | 子ども食堂をはじめとする、子どもの居場所づくりを行っている又は開設を希望している団体（学習支援は除く）に対し、事業費や役員費などの運営費や、開設に係る経費（備品購入費）の一部補助を行います。 (新規開設時：上限25万円、継続実施時：上限20万円) | 子ども課 |
| にじの家相談事業【再掲】 | 「にじの家」において、不登校等の自立支援に関する相談を行います。学校や子ども課と連携し、気軽に相談できる環境を整えていきます。 | 学校教育課 |
| 放課後等デイサービス | 小学生から高校生までの障害のある子ども等を放課後や夏休み等の長期休暇中において児童発達支援センター等に通わせ、生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進などを行います。 | 福祉課 |
| 就学援助費支給事業【再掲】 | 経済的理由により、就学困難と認められる児童及び生徒の保護者に対し、必要な援助を行います。 | 学校教育課 |
| 子どもに対する学習・生活支援事業 | 生活困窮家庭に属する子どもに対し、自らの力で困難を解決し、進路の実現ができるよう無料の学習・生活支援指導を行います。 | 福祉課 |

7 特別な支援を要する子どもや家庭への支援の推進

(1) 児童虐待防止対策の充実

全国的に虐待件数が増加する中、本市においては、子ども家庭総合支援拠点と**子育て世代包括支援センターの機能を引き続き活かしながら、すべての妊産婦、こどもやその家庭に対して一体的な支援を行うためにこども家庭センターを整備し、養育支援を必要とする家庭の早期把握、虐待発生の予防に努めていきます。**

また、虐待発生時には、早期発見・早期対応が必要であり、その対応に介入や専門性が求められる場合は、児童相談所などの関係機関との連携を強化し、遅延なく対応を行います。

①関係機関との連携と相談体制の強化

虐待の発生予防、早期発見、早期対応、再発防止などのために、地域の関係機関の連携、情報収集及び共有により支援を行う、「要保護児童対策地域協議会」の取組みや、関係機関・団体などとの幅広い連携を強化します。

②発生予防、早期発見、早期対応

こども家庭センターを中心として、子育て相談員、家庭児童相談員、担当保健師等との協働体制を強化します。

| 事業名 | 事業展開 | 担当課 |
|-------------------------|---|------|
| 要保護児童対策地域協議会 | 児童虐待の禁止・予防・早期発見・対応などを図るため、地域の関係機関・団体の代表者で構成される要保護児童対策地域協議会を開催し、関係機関が連携を深めながら児童虐待防止対策を強化します。 | 子ども課 |
| 乳児家庭全戸訪問事業・養育支援訪問事業【再掲】 | 生後4か月までの乳児のいる家庭を全戸訪問し、支援が必要な家庭に養育に関する指導・助言を行い、適切な養育環境になるよう支援します。 | 子ども課 |
| 家庭児童相談事業【再掲】 | 家庭児童相談員等による相談を行います。児童虐待等、家庭での問題が発生しないよう、関係機関との連携を図り対応を実施していきます。 | 子ども課 |
| 育児相談事業【再掲】 | 育児全般に関する相談を毎月実施します。定期的を開催することにより、子どもの成長確認をできる場として育児に関する不安を解消していきます。 | 子ども課 |
| 子育て電話相談事業（子育て110番）【再掲】 | 育児相談専用電話で保健師・助産師が緊急的な相談に電話対応します。（電話番号 0274-24-5110） | 子ども課 |

(2)母子家庭及び父子家庭の自立支援の推進

令和2年の国勢調査によると、本市の母子世帯は583世帯、父子世帯は109世帯となっております。令和3年度全国ひとり親世帯等調査によると、全国の母子家庭の86.3%が就労しており、母自身の平均年収は273万円（うち就労収入は236万円）、父子家庭では88.1%が就労しており、父自身の平均年収は514万円（うち就労収入は492万円）となっております。

このような状況から、特に母子家庭では、子育てをする上で経済的な支援が必要である現状が見

受けられます。このため、ひとり親家庭への支援は、子育てに限らず、就業支援や経済的支援など総合的な支援を実施していきます。

| 事業名 | 事業展開 | 担当課 |
|-----------------------|--|-------|
| 母子家庭及び父子家庭自立支援教育訓練給付 | 母子家庭の母又は父子家庭の父が資格取得などにより安定した仕事に就くことができるよう教育訓練費を給付します。受講料の60%（上限10万円） | 子ども課 |
| 母子家庭及び父子家庭高等職業訓練促進給付金 | 母子家庭の母又は父子家庭の父が就職の際に有利で生活の安定に役立つ資格の取得を促進するための養成訓練のうち一定期間について支給します。課税者月額7万5千円。非課税者月額10万。（最終学年においては加算あり） | 子ども課 |
| 児童扶養手当の支給 | 主に離婚した母子・父子家庭の母親・父親に対して手当を支給します。 | 子ども課 |
| ひとり親家庭等医療費の助成 | 18歳未満（18歳に達する日以降の最初の3月31日まで）の子どもを持つひとり親家庭の保護者・子どもの医療費を助成します。 | 保険年金課 |
| 交通遺児手当の支給 | 遺児の健全な育成を図ることを目的として、交通遺児等の保護者に対し、手当を支給します。 | 子ども課 |

(3)障害児施策の充実等

障害のある子どもや発達に遅れのある子どもが、身近な地域で安心した生活を送るためには、一人ひとりの多様なニーズに応じた相談体制の充実と支援が必要です。

妊産婦や乳幼児の健康診査等の母子保健事業において、支援が必要な子どもの把握を行います。

各関係機関との連携による支援体制を確保し、障害の有無に関わらず、全ての子どもが充実した日常を過ごせるよう支援を行います。

| 事業名 | 事業展開 | 担当課 |
|--------------------|---|-----|
| 児童発達支援 | 0歳から小学校入学前の未就学児を児童発達支援センター等に通わせ、日常生活における基本的な動作及び知識技能の習得、集団生活への適応のための支援、その他必要な支援を行います。 | 福祉課 |
| 放課後等デイサービス 【再掲】 | 小学生から高校生までの障害のある子ども等を放課後や夏休み等の長期休暇中において児童発達支援センター等に通わせ、生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進などを行います。 | 福祉課 |
| 保育所等訪問支援 | 保育所等に通う障害のある子ども等に対して、指導員や保育士が保育所等を訪問することにより、障害児以外の児童 | 福祉課 |

| | | |
|--------------------|--|------|
| | との集団生活への適応のための専門的な支援を行います。 | |
| 医療型児童発達支援 | 0歳から小学校入学前の未就学児に対して、日常生活における基本的な動作の指導、独立生活に必要な知識技能の付与などを障害の特性に応じて提供します。 | 福祉課 |
| 居宅訪問型児童発達支援 | 重度障害等により外出が困難な障害のある子どもの居宅を訪問し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の習得、生活能力の向上のために必要な訓練などを行います。 | 福祉課 |
| 児童入所支援 | 障害のある子どもに対し、入所による保護及び日常生活の指導及び独立自活に必要な知識や技能の付与などを障害の特性等に応じて提供します。福祉型と医療型があります。 | 福祉課 |
| 障害児相談支援 | 障害児通所支援等を利用する障害のある子どもについて、支給決定時の障害児支援利用計画を作成します。また、支給決定後の計画の見直しを行います。 | 福祉課 |
| コーディネーター派遣 | 医療的ケア児に関わる多分野にわたる機関の支援調整を行います。 | 福祉課 |
| 言葉の相談・指導 | 通級指導教室で就学前の幼児について、言葉や発達面の相談に応じ、個別指導を併せて行います。 | 子ども課 |
| 親子すこやか教室 【再掲】 | 専門職による学習会を定期的実施し、保護者の交流・情報交換を行い、相談に応じています。 | 子ども課 |
| 特別児童扶養手当の支給 | 20歳未満で心身に障害のある方の福祉増進のため、手当の支給をします。 | 子ども課 |
| 保育所や学童保育所での障害児の受入れ | 障害のある子どもも、健常児と一緒に放課後を過ごせる地域を目指して実施します。 | 子ども課 |

第5章 計画の推進体制と進捗管理

1 計画の推進体制

本計画は、すべての子どもと子育て世帯を対象とした子育て支援を総合的に推進する計画です。そのため、関係部局と横断的に連携するとともに、市内の子育て支援にかかわる、家庭、保育所・認定こども園・幼稚園・学校等や、地域、その他関係機関・団体等との連携の強化を図りながら推進していきます。

2 進捗管理

事業の進捗状況については、各担当部署において年度ごとに実績の評価等を行っていきます。この評価内容について、市民や、地域活動団体・関係機関の代表者等からなる「藤岡市子ども子育て会議」において確認・評価をいただきながら、計画の推進を図っていきます。また、必要に応じて計画期間中における計画の見直しを実施します。

3 教育保育の一体的提供及びその推進に関する体制の確保

本市では、令和6年度現在で、幼稚園が私立1園、保育所は公立1園と私立10園、認定こども園は私立13園が整備されています。

認定こども園は幼稚園と保育所の機能を併せ持ち、幼稚園教育要領に基づく教育と保育所保育指針に基づく保育を一体的に行います。これにより、子どもたちは年齢や発達段階に応じた適切な支援を受けることができるため、認定こども園制度の普及と移行への支援に努めていきます。

また、幼児期は生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要な時期であることを踏まえ、各施設で実施される幼児期にふさわしい生活・遊びのための環境整備や運営支援を推進していきます。

4 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保

令和元年10月から始まった幼児教育・保育の無償化に伴い、私学助成幼稚園等の利用料、幼稚園・認定こども園の預かり保育利用料、認可外保育施設等の利用料を対象とした「子育てのための施設等利用給付」が創設されました。

保護者の経済的負担の軽減や利便性等を勘案しつつ、公正かつ適正な支給の確保に引き続き取り組んでいきます。

資料編

1 策定の経緯

| 年月日 | 内容等 |
|--------------------|---|
| 令和6年8月7日～ 8月25日 | 子ども・子育て支援事業計画に関するニーズ調査の実施 |
| 令和7年2月21日 | 令和7年度 藤岡市子ども・子育て会議 ○第3期藤岡市子ども・子育て支援事業計画の素案について |

2 子ども・子育て会議条例及び委員名簿

(設置)

第1条 子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号。以下「法」という。)第72条第1項の規定に基づき、藤岡市子ども・子育て会議(以下「子ども・子育て会議」という。)を置く。

(所掌事務)

第2条 子ども・子育て会議は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 法第72条第1項各号に掲げる事務を処理すること。
- (2) 前号に掲げるもののほか、子ども及び子育てに関し市長が必要と認める事項について調査審議すること。

(組織)

第3条 子ども・子育て会議は、委員20人以内をもって組織する。

2 委員は、法第7条第1項に規定する子ども・子育て支援に関し学識経験のある者その他市長が必要と認める者のうちから、市長が任命する。

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(臨時委員)

第5条 市長は、特別の事項を調査審議させるため必要があると認めるときは、子ども・子育て会議に臨時委員を置くことができる。

2 臨時委員は、市長が必要と認める者のうちから市長が任命する。

3 臨時委員は、その者の任命に係る特別の事項に関する調査審議が終了したときは、解任されるものとする。

(会長及び副会長)

第6条 子ども・子育て会議に会長及び副会長1人を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選によって定める。

3 会長は、子ども・子育て会議を代表し、会務を総理し、会議の議長となる。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第7条 子ども・子育て会議の会議は、会長が招集する。

2 子ども・子育て会議は、委員及び議事に関係のある臨時委員の半数以上の出席がなければ会議を開くことができない。

3 子ども・子育て会議の議事は、出席した委員及び議事に関係のある臨時委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(部会)

第8条 子ども・子育て会議は、必要に応じて部会を置くことができる。

2 部会は、会長が指名する委員又は臨時委員をもって組織する。

- 3 部会に部会長を置き、会長が指名する。
- 4 部会長は、部会を代表し、議事その他の会務を総理する。
- 5 部会長に事故があるとき、又は部会長が欠けたときは、会長の指名する部会の委員が、その職務を代理する。

(関係者の出席等)

第9条 会長又は部会長は、それぞれ子ども・子育て会議又は部会において必要があると認めるときは、関係者の出席を求めてその意見若しくは説明を聴き、又は関係者から必要な資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第10条 子ども・子育て会議の庶務は、子ども・子育て支援に関する施策を所掌する課において処理する。

(委任)

第11条 この条例に定めるもののほか、子ども・子育て会議の運営に関し必要な事項は、会長が子ども・子育て会議に諮って定める。

附 則 抄

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

附 則(令和5年条例第31号)

この条例は、公布の日から施行する。

令和6年度 藤岡市子ども・子育て会議委員名簿

| No. | 選出団体名等 | 氏名 | 備考 |
|-----|---------------------|---------|----|
| 1 | 藤岡多野医師会 | 栗原 透 | |
| 2 | 藤岡市社会福祉協議会 | 倉澤 勉 | |
| 3 | 藤岡市民生委員児童委員協議会 | 木下 英明 | |
| 4 | 藤岡市民生委員児童委員協議会 | 竹沢 豊 | |
| 5 | 藤岡中央児童館 | 田中 悦二郎 | |
| 6 | 藤岡市校長会 | 宮澤 克巳 | |
| 7 | 藤岡市校長会 | 山田 雅彦 | |
| 8 | 藤岡市保育部会・主任保育士会 | 周藤 圭代 | |
| 9 | 藤岡市特定教育・保育施設（保育園長会） | 大倉 祐二 | |
| 10 | 藤岡市特定教育・保育施設（幼稚園協会） | 山田 章善 | |
| 11 | おもちゃの図書館きりん | 小野澤 恵美子 | |
| 12 | 藤岡市特定教育・保育施設 入園児保護者 | 飯間 美香 | |
| 13 | 藤岡市特定教育・保育施設 入園児保護者 | 大野 一也 | |
| 14 | 藤岡市小中学校 PTA 連合会 | 小林 陽介 | |
| 15 | 藤岡市小中学校 PTA 連合会 | 清水 高敏 | |

ふじおか子どものみらい応援プラン

(第3期 藤岡市子ども・子育て支援事業計画)

令和7年3月発行

発行 藤岡市

編集 藤岡市 健やか未来部 子ども課

〒375-8601 群馬県藤岡市中栗須 327

TEL 0274-22-1211 (代表) FAX 0274-22-7502

市ホームページ <https://www.city.fujioka.gunma.jp/>
